

日本共産党都議会議員 北多摩第4（清瀬市・東久留米市）選出

こんにちは原のり子です

都政へのご意見・ご要望をお寄せください

2025年5月

発行：日本共産党東京都議会議員団 新宿区西新宿 2-8-1 TEL 03(5320)7270

原のり子事務所 東京都東久留米市幸町 3-6-3 TEL・FAX 042(476)2544



東京都政 障害者施策の前進に向けて 私の議会質問を紹介します



都議会厚生委員会で質問 2025年3月

日本共産党の都議会議員として2期8年。私は、障害者施策の前進を議員活動の大きな柱の1つとして取り組んできました。

その原点は、障害者運動に学んだことです。いのち・人権・尊厳を守ることこそ政治で大事にしなければならない、と。だれもが自分の人生をのびのびと生きられるようにしたい。だれも排除されない社会をつくっていききたい。障害者福祉をみんなで語り合うことがそのカギではないかと思うのです。

都議会本会議、厚生委員会、予算特別委員会、決算特別委員会等でおこなった質問をまとめました。

もくじ

障害者医療費助成の拡充	1～12
障害者福祉手当の拡充	12～18
医療型障害児入所施設	19～31
障害者雇用と青年・成人の余暇支援	32～34
放課後等デイサービスと学校の連携	35～39
特別支援学校の整備	40～42
保健所の障害者健診	43～47
障害者雇用（あんまマッサージ指圧師）	48～51
私の思い	52

障害者医療費助成の拡充

障害者医療費助成制度の改善求める

都議会厚生委員会質問 2023 年 11 月

ブログ掲載日は 2024 年 2 月 28 日

障害者医療費助成制度を取り上げ、医療費の負担が重いため受診を控えている障害者がいることを示しながら、すべての障害者が必要な支援を受けられるようにすることを求めました。

【原のり子のコメント】

障害者医療費助成制度の拡充を求める陳情は、前期、今期と連続で継続審査となっています。議会としては、継続して検討・調査していく責任があります。私は、厚生委員になったら真っ先にとりあげたい、と思っていました。障害者医療費助成制度の対象にならない人たちは、医療費 3 割負担を強いられています。そのため、受診控えをしている人も多い。その実態をしめしながら、今回初めて提起したのは、愛の手帳 3 度の人を対象にした場合、予算は 7 億円ぐらいでできるのではないかと、ということ。16 兆円もの財政力がある東京都。十分に可能な金額です。

全体として、きちんと質問にかみあわせた答弁が少なく、本当に残念な思いでしたが、今後につながる足がかりを得ることもできました。引き続きとりくみます。

以下が質疑の内容です。

医療費助成対象外の人から切実な声が

「1 年間で医療費だけで 10 万円もかかった」

原のり子 3 つの柱で質問します。まず最初に、障害者医療費助成制度についてです。

8 月 26 日に行われた知的・発達障害児者の 6 団体による第 17 回東京大集会では、障害当事者の方々が暮らしや仕事、余暇などについて生きいきと発表され、たくさんの方の学びました。

ある方の発言の最後に、「健康で生きていきたい」と述べられました。健康は、自分らしく生きていく土台です。コロナ禍が続いてきたなかで、作業所の工賃も減ってしまったので受診回数を減らしている、あるいはコロナのなかで体調を崩した娘が 1 年間で医療費だけで 10 万円

もかかった、私たち親も脳梗塞、がんと大病にかかり先行きが心配、など医療費助成制度の対象外になっている愛の手帳 3 度、4 度の方をはじめ、医療費 3 割負担を強いられている方々、あるいは保護者から切実な声が寄せられています。

たえず制度をよりよくしていくことが大切

医療費の負担が重く受診を控えている障害者がいる

原のり子 障害者医療費助成制度の目的については、「心身障害者の医療費の助成に関する条例」の第 1 条で、「心身障害者に対し、医療費の一部を助成し、もって心身障害者の保健の向上に寄与するとともに、心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする」と書かれています。この目的にふさわしく、障害者の実態を踏まえ、よりよい制度に絶えず見直していくことが大切です。

それで、まず 1 点聞きます。医療費の負担が重いため受診を控えている障害者がいることについて、都は認識していますか。

福祉局事業調整担当部長 心身障害者医療費助成制度は、心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、重度障害者の医療費の一部を助成する福祉施策として実施しております。対象要件は、本制度と趣旨を同じくする所得税の特別障害者控除との整合性や、医療にかかる経済的負担が特に大きいことを踏まえ設定しております。

質問に答えていない 再度うかがう

受診を控えている障害者の存在を都は認識しているか

原のり子 質問にはまったく答えていない、そういう答弁だったと思います。私が聞いたのは、受診を控えている障害者がいることについて都は認識していますかということなんです。

もう一度うかがいます。障害者の受診控えについて、認識はありますか。

事業調整担当部長 心身障害者医療費助成制度の対象については、医療にかかる経済的負担が特に大きいことなども踏まえ設定しております。

障害者医療費助成の拡充

**答えないということは実態を知らないからか
実態を調査する必要があるのではないか**

原のり子 答えていただけないということは、実態を知らないということなのでしょう。よりよい制度にしていくためには、実態を調査することが必要だと改めて思います。その点についてはいかがですか。

事業調整担当部長 障害者の生活実態につきまして、5年に1度、福祉保健基礎調査により把握しております。

**福祉保健基礎調査
受診控えの実態は調べていないのですね**

原のり子 この調査（福祉保健基礎調査）については、私も以前文書質問も行いました。そのときに、調査の目的について、都は生活実態を把握することにより、都における障害者施策の充実のための基礎資料を得ることと答弁しています。これで実態を把握という、いまご答弁ありましたけれども、これまでのこの調査では、受診控えの実態については特に調べてはいないんですね。

**今回の基礎調査で
助成対象外の人たちの医療費自己負担を聞いているのか**

原のり子 新しい基礎調査がつい先日まで行われていましたけれども、障害者本人や家族の方々からは、医療費助成の対象外の方に対し、医療費の自己負担について聞いてほしいという要望、意見も出されていました。

それだろうかいたいんですけれども、いまのお話だと、今回の実態調査で生活の実態がつかめるというお話だったんですけれども、5年に1度の今回の調査で、こうした医療費助成対象外の人たちの医療費の自己負担について聞いてほしいという要望についての新たな設問を設けたりとか、そういうことはあったのでしょうか。ちょっと確認させてください。

事業調整担当部長 福祉保健基礎調査、障害者の生活実態では、障害の状況、健康医療、日常生活の状況、就労の状況、障害福祉サービスの利用状況等、都内に居住する障害者の生活実態を調査してございます。

なお、医療費につきましては、プライバシーに関する

事項であり、正確に把握することは困難と考えて、今回の調査項目に入っては、医療費そのものは入っておりません。

**医療費についての設問はない
医療費負担の大変さをぜひ調査してほしい**

原のり子 入っていないということなんですよ。それで、ただ、福祉保健基礎調査はとても大事な調査だと、もちろん思っています。ただ、医療費の負担実態に関しても、残念ながら、この調査だけではよく分からない、そういう可能性が高いということだと思います。

コロナ禍というこれまでにない状況のなかで、障害のある方たちはたくさんの困難を強いられてきました。工賃は減ってしまう。仕事なくなる方もいらっしゃった。また、体を動かす機会が減って、病気が進行してしまう。こういうようなたくさんの困難の中で、医療費の負担はこれまでになく重くなっているというのが実態だと私は思います。

毎年、いくつもの障害者団体から、医療費助成制度の拡充、あるいは、この制度のなかじゃなくてもいいから、医療費の負担を軽減してほしいなどの要望が出されています。この要望は、毎年ただただ出しているわけではなくて、本当に切実で、特に今年、今回出されているのはコロナ禍をくぐっての要望ですから、より切実だということを描きたいと思うんですね。ですから、福祉保健基礎調査とは別に、やっぱり実態調査、どれだけ医療負担が、医療費の負担が大変かという、受診控えが大変かという、そういう調査をしていただきたい。このことは検討してほしいと思います。

**障害の重さだけで医療費負担の軽重は量れない
すべての障害者が必要な支援を受けられるように**

原のり子 それで、実態把握が必要だと思うもう1つの理由は、障害の重さだけで医療費の負担の軽重を量ることはできないと思うからです。中度や軽度の障害の方であっても、年齢を重ねるなかで、たくさんの医療機関にかかる方はとても多いです。また、障害者の方は高齢化のスピードも速いといわれています。さらに、認定を受けている障害以外に、体に弱い部分をもっているケース、そういう方々もたくさんいらっしゃいます。

障害者権利条約に対する国連障害者権利委員会の勧告

障害者医療費助成の拡充

では、日本の障害者認定制度は機能障害と能力の評価に基づく医学モデルでありこれを見直して人権モデルに変え、すべての障害者が必要な支援を受けられるようにすることを求めています。その方向性に立って、都としても必要な人が受けられる制度に改善することを検討すべきと思いますが、いかがですか。

事業調整担当部長 国は、障害者の医療費について、医療保険制度のほか、障害者総合支援法による自立支援医療費の支給等により負担軽減措置を講じております。

加えて、都は、心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、所得税の特別障害控除との整合性や、医療にかかる経済的負担が特に大きいことを踏まえ、重度の障害者の方の医療費の一部を助成する心身障害者医療費助成制度等を実施しております。

正面から答えてもらえない

その人に必要な支援は何かという実態から考えてほしい

原のり子 これも正面からは何も答えてもらえていないんですけれども、障害の中度、軽度の方が医療費の負担が軽いわけではないんだということを私は本当に強調したいと思うんです。ですから、この勧告でも、その人に必要な支援は何かという実態から考えていくことの大切さを強調しているんですよね。そのことを都が認識して検討する必要があるということを指摘します。こういう制度というのは、実態を踏まえて、絶えず、よりよくしていくことが求められていると思います。

国連障害者権利委員会の勧告

都の責任についてどう考えているか

原のり子 それでうかがえますけれども、この国連の勧告（国連障害者権利委員会の勧告）のことをいいましたが、この勧告を受け止めて施策に反映する都の責任についてどう考えていますか。

福祉局障害者施策推進部長 令和4年（2022年）9月の障害者権利委員会の勧告については、今後、国において、その対応を検討していくものと認識してございます。

国が動かなければ都はなにもしない？

締約国の責任のなかには地方公共団体も

原のり子 都の主体性というのではないのでしょうか。国が動かなければ都は何もしないというわけではないはずだと思うんですね。

条約締約国の責任のなかには地方公共団体も位置づけられています。条約を批准しているのは国ですが、社会的なバリアを解消していくという、その条約の実現に向けて、国が取り組まなければならないのは当然ですが、都道府県も区市町村も取り組んでいく主体です。条約に関係する施策の多くは地方自治体が主体になっていて、国とともに都道府県や区市町村が取り組まなければ、条約や勧告の内容を実現することはできません。

都が勧告の内容を踏まえて改善する立場に立つ

これは当然のことではないか

原のり子 障害者医療費助成制度を含めて、都として実施している施策をすすめていくのに当たっては、勧告の内容を踏まえて改善していくという、そういう立場に東京都が立つのは当然ではないでしょうか。いかがですか。

障害者施策推進部長 今後、国の動向を注視しながら対応していきたいと考えております。

原のり子 主体性をもって取り組んでいただきたいというふうに思います。

障害者権利条約

都としても大事な指針だという認識はあるか

原のり子 もう1つだけ聞きたいんですけれども、では、いま、勧告のことを聞きましたけれども、障害者権利条約そのもの、この条約は、都としても障害者施策を進める上での大事な指針だという認識はありますか。

障害者施策推進部長 条約云々にかかわらず、障害者が安心して暮らせる地域をつくっていくのは東京都の責務だと認識しております。

障害者医療費助成の拡充

「条約云々にかかわらず」 答弁として大丈夫でしょうか
条約と勧告を踏まえて、医療費助成を拡充すべきです

原のり子 「条約云々にかかわらず」というのは、ちょっと大丈夫でしょうか、答弁として。やっぱり憲法があり、こうした批准した条約があり、そういうなかで、本当にこう施策を充実させていく、都民の暮らしを守っていく、障害者のみなさんの暮らしを守っていくということが大事だというふうに思うんですね。

それで、国際人権規約の自由権規約第2条に関する一般的意見というのがありますけれども、そこでは、政府のすべての部門および他の公的もしくは政府機関は、全国、地域、もしくは地方といかなるレベルにあっても、締約国の責任を引き受ける地位にあると述べています。ですから、障害者権利条約についてもこれが当てはまると考えるべきであり、条約と勧告を踏まえて、医療費助成を拡充するというを私は強く求めたいと思います。

障害者団体などが毎年、医療費の負担軽減を要望
都はどのような検討をしているのか

原のり子 先ほども述べましたが、障害者団体等からは毎年、医療費の負担を軽減することについて都に要望が出されています。それらはどのような検討がされているんですか。

事業調整担当部長 障害をおもちの方が地域のなかで生活を送る上で、医療費をはじめとする負担が大きいことなど、さまざまご意見があるということは承知しております。都は、所得税の特別障害者控除との整合性や、重度心身障害者の医療にかかる経済的な負担が特に大きいことを踏まえ、平成31年度（2019年度）からは、身体障害者手帳1級、2級および内部障害3級、愛の手帳1度および2度の方に加え、精神障害者保健福祉手帳1級の方も心身障害者医療費助成制度の対象としております。

「さまざまなご意見があることは承知している」
困難を解決するための検討をすすめてほしい

原のり子 「障害をおもちの方が生活していく上で、医療費をはじめとする負担が大きいなどさまざまなご意

見があるということは承知しています」というご答弁でもあり、また、精神障害の1級の方を新たに対象にするなど、必要に応じて改善もされてきているわけですね。

都議会では、障害者医療費助成制度の拡充を求める陳情が継続審査になっていますし、障害者団体はそれぞれ、医療費助成制度の拡充や医療費の負担軽減を都に要望し続けています。医療費をはじめとする負担が大きいなどのご意見があることは承知していると先ほどもおっしゃっていただきました。実際に、そうした困難を解決していくための検討をすすめることを強く求めたいと思います。

共産党都議団の調査

都内3自治体で上乗せ実施が 把握しているか

原のり子 共産党都議団としては、この間、都内区市町村に調査を行い、その結果、都内で3自治体が制度の上乗せを実施しているということが分かりました。これらについて把握していますか。

事業調整担当部長 都内の一部の区市において、自主事業として、都の制度に上乗せして心身障害者を対象とした医療費助成を実施していることについては承知しております。

杉並区、府中市、武蔵村山市

都がカバーできていないところを補っている

原のり子 都内3自治体ですので、やはり少ないわけですが、例えば杉並区では、都が制度化する前年、1973年に障害者医療費助成をスタートしていて、翌年、都制度ができたときに、その制度のなかでは対象になっていなかった愛の手帳3度の方と、脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方を引き続き対象にするということになって、それが継続しているそうなんです。2045万円ほどの予算と聞いています。

また、府中市も、都制度でカバーできていない所得制限の緩和を行ってきて、また、武蔵村山市は、愛の手帳3度、4度と、それから、身体障害者手帳6級までの18歳未満の子どもたちを対象にしてきたということです。

障害者医療費助成の拡充

都のどこに住んでいても医療費負担が軽減されるよう
7億円ぐらいでできる 都として検討する必要がある

原のり子 でも、それぞれ住民のために必要だということで助成を行っているわけですが、しかし、他の自治体に住んでいる方にとっても同様の支援は必要だというふうに思います。もし杉並のように愛の手帳3度の方などを対象にした場合、これを東京全体で実施をしたらどうなるかと、ざっくりと計算をしてみると、7億円ぐらいでできるのではないかと私は想定しています。

東京都は、広域自治体として、都内のどこに住んでいても医療費負担が軽減されるように検討する必要があると思いますが、いかがですか。

事業調整担当部長 心身障害者医療費助成制度は、都が条例を制定し実施しておりまして、重度心身障害者の医療の困難性と、その経済的な負担が大きいことに着目し、その医療費の一部について助成を行っているものでございます。

**子ども医療費無料化 18歳まで対象になった
障害者の医療費助成制度も拡充すべきです**

原のり子 子どもの医療費助成制度については、18歳まで対象になりました。医療は命に関わることでですから、とても大事な拡充だと思っています。まさに広域自治体として、重要な判断を東京都はしたと思っています。もちろん、多摩格差をどうするかとか、都としての財政負担の継続など、課題はいろいろありますけれども、それにしても踏み出したことは重要です。

そうであれば、常に医療と切り離せない障害者についての医療費助成制度も拡充すべきではないでしょうか。毎年、各障害者団体から要望が出ているということは、それだけ切実だということです。都は、障害者医療費助成制度は重度障害者が対象だと繰り返しますが、私が冒頭に引用したように、条例の第1条の目的、ここに照らして必要な拡充を行うべきです。

**知的障害の青年、成人の方たちの余暇支援の場
こうしたところにも足を運んで話を聞いてほしい**

原のり子 先日、知的障害の青年、成人の方たちの余暇支援の場にうかがいました。自分の体の不調や変化に

ついて学び、医療の必要性や医療費のことを自分たちで勉強して理解をしていく連続学習のとりくみを行っていました。障害者ご本人が権利の主体として、自ら理解をした上で医療を受けられるようにしていく、とても大切なとりくみだと思いました。ぜひこうしたところにも足を運んでいただいて、話を聞いていただく、こういうことをやっていただけるように求めておきたいと思います。

障害者の医療費負担軽減を急いで

厚生委員会質問 事務事業質疑 2024年11月
ブログ掲載日は2025年1月18日

【原のり子のコメント】

子どもの医療費助成が大きく前進していますが、障害者医療費助成はどの障害も中度・軽度の方は対象にされないまま。医療費の負担は3割負担です。子どもの医療費助成で医療費無料になっていても、18歳になると突然3割負担になります。まさに「18歳の壁」です。障害の中度・軽度の方の所得の低さは都自身の調査で明らかになっているのに、医療費助成の対象をかたくなに広げない東京都の姿勢は本当に問題です。

「工賃をもって病院に行ったらすぐなくなってしまった」という当事者の声。「親亡きあとを考え、せめて生命保険に加入しようと思ったが、障害があり手術の可能性もあるということでどこにも入れない」という保護者の声。本当に胸が痛いです。

都は、018サポートは所得制限なしですべての子どもたちを対象に、年1200億円の予算を計上しています。私は、東京都の財政力なら、障害者医療費助成の拡充もすぐにできることを、試算で示しました。

自民党や立憲民主党など、だんだんと質問する会派も増えてきました！ 一日も早く拡充されるよう取り組みを強めます。

以下が質疑の内容です。

**障害者の生活実態調査
調査の目的は何か**

原のり子 日本共産党の原のり子です。まず最初に、障害者の医療費の負担軽減についてうかがいます。

障害者医療費助成の拡充

東京都は、昨年度（2023年度）、障害者の生活実態調査を行いました。改めて、この調査の目的は何か、うかがいます。

福祉局総務部長 東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」は、5年に1度実施しておりまして、東京都内に居住する身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者の生活実態を把握することにより、東京都における障害者施策の充実などのための基礎資料を得ることを目的としております。

生活実態調査で障害者の年収の低さが改めて鮮明に「病院に十分通えない」「通院をちゅうちょする」と

原のり子 障害者の方たちの生活実態を把握することにより、障害者施策の充実などのための基礎資料となるということで、改めて重要だと思います。よく分析をして、生かしていくための議論が必要だと思います。

今回の調査では、障害者の年収の低さが改めて鮮明になりました。例えば、知的障害の方でいえば、年収100万円未満が42%、年収200万円未満で見れば76%です。お金がかかるので病院に十分通えない、通院をちゅうちょするという声も聞きます。調査結果にはどのようにあらわれていると分析していますか。

福祉局事業調整担当部長 福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」では、障害の状況、健康、医療、日常生活の状況、就労の状況、障害福祉サービスの利用状況等、都内に居住する障害者の生活実態を調査しております。

なお、障害者の暮らし向きは、国の年金や手当のほか、就労収入等により構成され、障害種別や等級、家族構成等の違いにより、医療費の負担感はさまざまでございます。

**「負担感はさまざま」と答弁されたが
年収の低さに現状があらわれている**

原のり子 負担感はさまざまということですが、この年収の低さというところに、今の状況ははっきりあらわれているのではないかと思います。

今、直接のご答弁ではありませんでした。今回も、医療費負担自体は調べられていませんけれども、でも、この調査はさまざまな角度から生活実態を捉えていく内容

になっていて、多くのことを読み取ることができます。

**障害が中度、軽度である方たちの年収の低さ
「障害者の医療費が誰でも無料になってほしい」と**

原のり子 調査結果で注目される1つは、障害が中度、軽度である方たちの年収の低さです。先ほど、知的障害の方の年収が低いことを指摘しましたが、特に愛の手帳3度（中度）の方は、年収100万円未満が55%、年収200万円未満で見ると86%にもなります。愛の手帳4度（軽度）の方も、年収100万円未満が36%、年収200万円未満では70%です。手帳が3度や4度だからといって、経済的に余裕があるわけではないということです。

医療費負担そのものの設問はありませんけれども、自由記述を見ますと、医療費免除なので本当に助かっていますという意見がある一方で、医療費の自己負担額も非常に大きく、本人が生涯にわたって安心して生きていける状況には、まだ達していない感がありますという意見や、障害者の医療費が誰でも無料になってほしいという意見があります。医療費助成を受けられるかどうかの違いが大きいことのあらわれではないかと思います。

**障害の中度、軽度の方々は、医療費3割負担
年収の低いところに重い負担が**

原のり子 （2024年）11月14日に都議会議事堂内で行われた、愛の手帳3度（中度）、4度（軽度）の障害者の医療費負担軽減を求める第2回シンポジウムでは、当事者や保護者の切実な発言が相次ぎました。障害者医療費助成制度の対象にならない障害の中度、軽度の方々は、医療費3割負担のため負担がとて重くなっている実態が語られました。先ほど、調査結果で、中度、軽度の方の年収の低さがあらわれていると指摘しましたが、そういう状態の上に医療費3割負担が強いられているわけです。

直接障害に起因していなくても、持病があったり、あるいは虚弱体質で病気になりやすい方もたくさんいらっしゃいます。たくさんの診療科に通わなければならない、そのたびに3割負担を強いられる。そのため診療科を絞っているという内容の発言もありました。

障害者医療費助成の拡充

「病気の発見が遅れる」「生命保険にも入れない」
経済的な心配なく安心して医療を受けられるように

原のり子 障害があることにより、病気の発見が遅れ、悪化してしまうということ。また、生命保険にも入れないという、そういう声も複数の方から指摘されました。その上で、シンポジウムでは、要望書が東京都に対しても手渡されました。

どの障害者も、経済的な心配なく安心して医療を受けられるようにしていくことは大切です。これらの意見をどう受け止めたのか、見解をうかがいます。

事業調整担当部長 障害をお持ちの方が地域のなかで生活を送るうえで、医療費をはじめとする負担が大きいなど、さまざまなご意見があるということは承知しております。

障害者の医療費につきましては、国の医療保険制度のほか、自立支援医療費の支給などで負担軽減策を講じております。

また、収入が低い方については、医療保険制度の下、所得に応じた加入保険料の軽減措置がなされているほか、高額療養費制度による自己負担限度額により、家計に対する医療費等の自己負担が過重なものとならないよう配慮されております。

生の声をどう受け止めたのかを聞きたかった
真摯（しんし）に向き合っていたきたい

原のり子 私は、声をどう受け止めたのかと聞いたんですけども、直接それにはお答えになりませんでした。

さまざまなご意見があるということは承知しているということでしたけれども、でも、この当日は、生活福祉部長さんをはじめ、課長さんも来られて、直接みなさんの声、生の声を聞いてくださっているわけですね。そのシンポジウムでの発言は、医療費の負担軽減の必要性が本当によく分かる、伝わるお話でしたし、この切実な声を聞いて要望書を受け取って、生の声をどう受け止めたのかということを知ることができたわけです。真摯（しんし）に向き合っていたきたいと思います。

医療の問題は命に直結している
「18歳の壁」を解決するために負担軽減策を

原のり子 医療の問題は命に直結しているので、支援が途切れないようにすることが重要です。その点で、子どもの医療費助成が18歳まで大きく拡充してきていることは、とても重要だと思っています。障害児のご家庭でも大変喜ばれています。

しかし、18歳の壁があります。支援の必要性は減るわけじゃない。ますます切実になったりするにもかかわらず、手帳の等級や所得制限によって、突然、そこで医療費3割負担になってしまう人が多くいらっしゃいます。

障害者は加齢の進行が速いとも指摘されていること、また、作業所の工賃も非常に低いこと、保護者の方も高齢になっていくことなどを考えると、18歳の壁の問題は解決が必要だと私は思います。障害者医療費助成制度の拡充など、医療費の負担軽減策を検討すべきと考えますが、いかがですか。

事業調整担当部長 都は、心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、重度障害者の医療費の一部を助成する福祉施策として、心身障害者医療費助成制度を実施しております。

本制度の対象要件は、趣旨を同じくいたします所得税の特別障害者控除との整合性や、医療に係る経済的負担が特に大きいことを踏まえ設定しております。

大人になっても親がケアし続けなければならない
医療費負担まで家族に負わせてよいのか

原のり子 繰り返しその答弁をされるんですけども、それで十分ではないということが、先日のシンポジウムでも明らかになっているわけですね。

いまの日本社会では、障害児が大人になっても親がケアし続けなければならない、そういう状況になっています。そのような社会自体を変えなければなりませんけれども、変えられていない上に、医療費負担まで家族に負わせてよいのかということが問われているわけです。

障害者医療費助成の拡充

障害者の生活実態調査

十分な医療を受けられることを望む声が増加

原のり子 障害者の生活実態調査では、先ほど紹介したこと以外にもとても大事な設問があって、ちょっと紹介したいんですけども。日常生活を送るために、もっとあったらいいと思うことは何かという質問があって、それ、3つまで回答してもらうという内容になっています。知的障害の方の回答のトップは、生活をしていくのに困らない収入が得られること。33.8%です。2位が、障害者が暮らしやすい住宅を増やすこと。これが25.2%、そして3位が、病気やけがなど必要なときに十分な医療を受けられること。

そういう結果なんです。この設問も、質問の仕方が5年前よりもより分かりやすく、改善をされているんです。ですから、その分、より切実な声が今回ははっきりあらわれたと思っています。

このほかにも、相談できる人や場所の大事さ、障害への理解なども高い回答にはなっているんですけども、本当に今回の結果を見ると、はっきり出たのは、経済的な問題が最も高く、十分な医療を受けられるということが5年前よりも大きく増えているということなんです。ここに注目すべきだと思います。

医療費負担の軽減

親なきあとを心配しないですむ大事な要素

原のり子 十分な医療を受けられるために重要なのが、医療費負担の軽減だと思います。小池知事は知事選の公約で、障害児を育てる家庭への支援拡充を挙げています。障害児の保護者の方々は、この子よりも一日でも長く生きなければと、わが子が大人になってからもずっと支え続けています。せめて安心してわが子が医療を受け続けることができるように、親なき後を心配しなくてもいいようにするということは、障害児を育てる家庭への支援拡充の1つの大事な要素だと思います。

医療費の負担軽減、そういう角度からも検討すべきだと思いますがいかがですか。

事業調整担当部長 繰り返しのご答弁となりますが、都は、心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、重度障害者の医療費の一部を助成する福祉施策として、心身障害者医療費助成制度を実施してお

ります。本制度の対象要件は趣旨を同じくする所得税の特別障害者控除との整合性や、医療に係る経済的負担が特に大きいことを踏まえて設定しております。

質問にぜひ向き合ってほしい

答弁は都民に向けてしているものですから

原のり子 繰り返して答えるというのが、何か決まりでもあるんですかね。本当に、質問していることに対して、ぜひ向き合ってもらいたいですし、特にこれは、先ほども紹介したように、シンポジウムで生の声が直接伝えられている、そういう内容ですので、答弁は都民に向けてしているものですから、私は本当に、ちゃんと向き合ってほしいと思います。

都の実態調査からも切実さが浮き彫りになって、本人や家族の声も大きく広がっているもとで、今こそ検討して改善すべきだと思います。障害者の生活実態調査は、冒頭の答弁にあったとおり、施策の充実のための基礎資料ということなんですから、この実態調査から酌み取れるものは最大限酌み取って、医療費助成の拡充につなげるべきだと思います。

医療費助成の拡充

私の試算では21億円あればできる

原のり子 先ほど、浜中副委員長のご質問の中でもさまざまな大事なお指摘がありました。そのなかで、愛の手帳3度（中度）、4度（軽度）の方を制度の対象にした場合の1つの試算が示されました。私も、またちょっと違う角度からの試算というのをしているんですけども、以前の厚生委員会で、一度いった部分もあるんですけども、私の場合は、愛の手帳3度の方を対象にしている杉並区の実績、これを基に、東京都の3度の方を当てはめたらどうなるかっていう、そういう試算をしました。

そうすると、大体、3度だけだと7億円程度になると。4度と3度を合わせると21億円程度と試算しているんです。でも、いずれにしても、今の都政において十分に実現可能であると思います。私は、東京都にも、ぜひ真剣に、試算も含めてやってみてもらいたいというふうに思っています。

障害者医療費助成の拡充

給食費無償化、子どもの医療費無料化をすすめている
障害者の医療費助成充実も都としてやるべき問題だ

原のり子 「手をつなぐ育成会」（社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会）の予算要望にはこう書いてあります。一般の人と同じ3割負担では負担が大き過ぎ、体調が悪くても受診を控える人もいと書かれています。こうした声に誠実に向き合うべきです。

都はこの間、給食費無償化も、子どもの医療費助成も国に先駆けてすすめています。障害者の所得保障は国がもっと力を入れるべき問題です。しかし、国待ちにならず、都として実施している医療費助成などを充実させていくことは、やるべき課題ではないでしょうか。

障害を持った人が子どもから大人になっても、途切れることなく命を支えていけるように施策の充実を強く求めておきたいと思います。

障害者医療費助成制度の拡充

厚生委員会質問 2025年3月

ブログ掲載日は2025年4月1日

【原のり子のコメント】

都の障害者医療費助成制度の対象は、重度の方だけです。重度の方は医療費が無料になります。中度・軽度の方は対象になっていないので、18歳をすぎると医療費は3割負担になってしまいます。制度の拡充を求める陳情は、全会一致で継続審査になっています。議会に反対はないのに、東京都は来年度予算に拡充を盛り込みませんでした。

これまで何度もとりあげていますが、今回は、全国の動きをふまえて都の姿勢を質しました。共産党都議団としては、本会議で、藤田りょうこ都議の第2代表質問（一般質問の1人目）でもとりあげ、埼玉県の実例を示しました。埼玉県では、障害者の声や議会での議論をふまえ、対象を広げています。それ以外でも対象を広げている例を示し、厚生委員会ですらに質問を重ねました。なぜ、東京都は重度に固執するのか、本当に疑問です。医療は命の問題。必ず打開するため、引き続きとりくんでいきます。

以下が質疑の内容です。

障害者医療費助成制度

来年度予算に制度の拡充は盛り込まれず なぜなのか？

原のり子 障害者医療費助成制度についてです。

充実を求める陳情は継続審査になっており、運動も大きく広がり、都議会の中でも賛同の声が広がっているものの、来年度予算案にも制度の拡充は盛り込まれず、障害当事者またご家族からは、「なぜなのか」という疑問の声が寄せられています。

都は重度の障害者だけを助成の対象にしている
重度以外の障害者も対象にしている道府県は？

原のり子 東京都は、重度の障害者に限定していますが、全国の動向も見ながら質問をしていきます。心身障害者医療費助成制度について、重度以外の障害者も対象にしている道府県はどこか把握をしていますか。

福祉局事業調整担当部長 障害者を対象とする医療費助成は、実施主体である自治体がそれぞれの地域の実情を勘案しながら具体的な実施内容を定めております。都は、他の道府県の実施状況については、把握してございます。

知的障害者 中度まで対象にしている自治体は？
「30道府県でございます」

原のり子 把握をしているということなので、もう少し具体的にうかがいます。知的障害者について、中度まで対象にしている自治体はいくつありますか。併せて、身体障害者手帳の所持にかかわらず対象にしている自治体数と自治体名をうかがいます。

事業調整担当部長 都道府県の医療費助成制度において、重度以外の知的障害者を対象としている自治体は、令和6年（2024年）11月1日現在30道府県でございます。そのうち、身体障害者手帳の所持にかかわらず重度以外の知的障害者を対象としている自治体は、埼玉、石川、福井、長野、岐阜、愛知、広島、香川、長崎の合計9県でございます。

障害者医療費助成の拡充

2 1 道府県が身体手帳と重複の場合

知的障害者の中度の方も助成の対象にしている

原のり子 つまり、中度まで対象にしている自治体のうち21道府県が、身体手帳と重複の場合に知的の中度の方も対象にしているということです。そして、9県については、身体手帳がなくても中度の方を対象にしているということです。

3 障害（精神・知的・身体）

助成の対象範囲を広げた道府県は？

原のり子 では、知的障害だけではなく3障害（精神・知的・身体）合わせて、2019年度以降で対象範囲を広げた道府県はいくつありますか。

事業調整担当部長 都において把握している範囲でお答えいたしますと、2019年度すなわち令和元年度（2019年度）以降、のべ13道府県が障害者を対象とする医療費助成制度に、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象とするなどの変更を行っております。

原のり子 資料で見ますと、この4年間では3県拡大しています。精神1級を新たに対象にしたのが栃木県。精神1級と精神2級で、身体、知的との重複の場合を対象にしたのが茨城県と滋賀県の2県ということです。

埼玉県の場合

どの障害も公平に支援があるべきだという考えに立って

原のり子 私は、知的障害中度を対象にしているいくつかの自治体に問合せをしました。日本共産党の代表質問でも述べたように、埼玉県では、もともと中度の障害の方も対象にしていますけれども、どの障害も公平に支援があるべきだという考えに立って、精神2級の通院についても部分的に拡大をしています。来年度から実施をするということを聞いています。

長野県の場合

どの障害も公平に

原のり子 また、長野県でも、中度の障害の方を対象にしていますけれども、徐々に対象を広げてきています。

平成15年（2003年）に、知的障害の中度の方と精神1級の通院を対象にして、平成22年（2010年）に、精神2級に広げています。このときは、精神通院医療のみでしたけれども、令和3年（2021年）に全診療科を対象にしています。どの障害も公平にということと同時に、長野県では、ひとり親や子どもの医療費などとも差が出ないように考えているということや、また障害者団体からの要望も検討していると答えています。

岐阜県の場合

身体障害とのバランスを考えて

原のり子 岐阜県では、もともと中度の方も対象にしているんですけれども、知的障害の中度の方も身体障害とのバランスを考えて対象にしていると話しています。平成18年（2006年）からは、精神の1級だけではなく、2級も対象にしたということです。

対象を中度まで広げている例がたくさんある

なぜ東京都は重度以外に広げる検討をしないのか

原のり子 東京都の障害者医療費助成制度は、制度名に重度と入っているわけではありませんけれども、全国の制度を見ると、重度とうたっている、そういう制度もたくさんあるんです。

しかし、それでも対象を中度まで広げているという例が多くあるわけです。

制度の対象を広げている自治体もある一方、なぜ東京都は重度以外に広げる検討をしないのかうかがいます。

事業調整担当部長 都は、重度の障害者を対象とした医療費助成制度を実施しておりまして、本制度と趣旨を同じくいたします所得税の特別障害者控除との整合性や、医療に関わる経済的な負担が大きいことを踏まえ、対象を設定しております。

軽度や中度の方たちは医療費負担が軽いのか

それに答えられるデータを都は持っているのか

原のり子 特別障害者控除より幅広い方を医療費助成の対象にしても、何も問題が起きるわけではありませんし、今でも内部障害の方は身体障害者手帳3級まで対象になっています。また、軽度や中度の方たちは医療費負

障害者医療費助成の拡充

担当が軽いのかと問われたら、それに答えられるデータを都は持っているのでしょうか。

子どもの医療費無料化はすすめる一方で

障害者医療費助成の拡充をすすめないのはなぜか

原のり子 しかも、子どもの医療費無料化はすすめる一方で障害者医療費助成の拡充をすすめないのは、どういう理由なのでしょう、うかがいます。

事業調整担当部長 都は、区市町村が実施する子どもの医療費助成事業に対しまして、子育てを支援する福祉施策の一環として一定の基準のもとで補助しております。また、都は、心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、重度障害者の医療費の一部を助成する福祉施策として、心身障害者医療費助成制度を実施しております。

子どもの医療費無料化は前進させた

障害者医療費助成制度は今の制度をいうばかり

原のり子 正直、よく分からない答弁だったんですけども、一度つくった制度は変えないとするのではなくて、実態を踏まえて拡充していくということが大事なのではないでしょうか。実際に子どもの医療費については東京都が主導して18歳まで広げて、さらに所得制限を撤廃しました。しかし、障害者医療費助成は、今の制度の考え方をいうばかりで、一切変えない。検討しようとしな。これは本当に理解に苦しみます。

他の県では差が出ないように拡充しているところもある 障害者医療費助成も対象拡大の検討に踏み出せ

原のり子 繰り返しになりますが、他の県では差が出ないようにと意識して拡充しているところもあります。障害者医療費助成も対象拡大の検討に踏み出すことを強く求めます。

障害者の医療費負担の軽減

都は国に要望などを行っているのか

原のり子 障害者への医療費助成は全国の自治体が行っていますけれども、自治体任せにせず国が制度を

創設することももちろん必要だと思っています。東京都は、国に対して、障害者の医療費負担の軽減などの要望をしているのでしょうか、うかがいます。

事業調整担当部長 地方公共団体が実施する重度の障害者に対する医療費助成制度につきましては、既に全国知事会を通じて、国における新たな医療費等制度の整備と必要な財政措置を要望しております。

障害者医療費助成の実施

都が直接国に要請するように求める

原のり子 要望は大事な内容ですが、全国知事会を通じて実施しているということですので、逆にいうと直接は行っていないということなのでしょう。もう既に行っているで済ませるのではなくて、もっと位置づけを高めて、都として直接国に対して障害者医療費助成の実施を要請するように求めたいと思います。

経済的負担 中度、軽度の方の実態も把握する必要が 調査を実施することを求める

原のり子 東京都は、障害者医療費助成の対象を重度の障害者としていることについて、医療に関わる経済的負担が大きいことを踏まえて設定していると繰り返されますけれども、根拠がありません。中度、軽度の方の実態も把握する必要があるのではないですか。障害者の医療費負担について調査を実施することを求めますが、いかがですか。

事業調整担当部長 障害者の生活実態につきましては、福祉保健基礎調査により把握しており、障害者の暮らし向きは、国の年金や手当のほか、就労収入等により構成されておまして、障害種別や等級、家族構成等の違いにより、医療費の負担感もさまざまでございます。

障害の軽重にかかわらず医療費がかかっている そのことを都は調査すべきだ

原のり子 いま、最後のところで負担感っておっしゃったんですけども、負担感というその感覚的なものではありません。しかも、いかにも把握しているという、そういうご答弁だったんですけども、福祉保健基

障害者医療費助成の拡充

基礎調査では、精神障害者に精神通院医療の自己負担を聞いているだけで、医療費負担全体について尋ねる項目はないんですね。東京都は、主体的に把握をしようとはしていないというのが現状だと思います。もちろん、医療費の負担が重いのは重度障害者だけなどというデータもありません。むしろ、障害者の方々やそのご家族から話を聞いていて感じるのは、障害の軽重にかかわらず医療費がかかっている、負担が重いということです。そのことを都は調査すべきではないでしょうか。

**データもなく重度だけの助成でよいというは説得力なし
障害者の医療費負担の軽減をすすめることを強く求める**

原のり子 そのデータも持たず、重度の障害者だけの医療費助成制度でよいというのは説得力がありません。中度、軽度の方も、体が弱かったり持病があったり、また加齢に伴う身体への影響は障害のない人よりも早いといわれています。

病院に通う頻度は非常に高いです。きちんと調査すべきだと思います。しかも、今、障害福祉の分野では、医療モデルから社会モデルへということが重視をされているなか、都は、重度に固執をする姿勢でよいのか、問われていると思います。

改めて、障害者医療費助成制度の拡充、障害者の医療費負担の軽減をすすめることを強く求めて、次の質問に移ります。

障害者福祉手当の拡充

一日も早く手当の拡充を

厚生委員会質問 2024年5月

ブログ掲載日は2024年6月29日

心身障害者福祉手当の拡充を求める陳情

全会一致で継続審査に 都議会厚生委員会

「障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会」が都議会に提出していた心身障害者福祉手当の拡充を求める陳情が、5月24日の厚生委員会において全会一致で継続審査になりました。ずっと不採択になってきただけに、大きな変化です。私は、この陳情に賛成する立場から都の福祉局に質問しました。

【原のり子のコメント】

この陳情については、5月28日付の「しんぶん赤旗」、6月30日付の「東京民報」でもとりあげられました。障害者福祉手当は、28年間1円も引き上げられず、障害者の7人に1人しか対象にしています。小池都政8年間でも検討されてこなかったことが今回の質問で明らかになりました。

これまで福祉手当拡充の請願・陳情は不採択になってきましたが、今回、障害当事者のみなさんが資料をつくって各議員に働きかけ、傍聴席で見守るなか、初めて、継続審査に！ 本当は採択できればいばんよいのですが、だれも反対者が出ず、継続審査になった意義は本当に大きいです。みなさんの努力に感動し敬服するとともに、とてもうれしかったです。

あわせて、障害者医療費助成の拡充を求める陳情もすでに継続審査になっており、福祉手当と医療費助成という障害者分野の2大課題が、障害者のねばりづよい運動によって動きつつあります。以下が質疑の内容です。

心身障害者福祉手当の拡充を求める

「障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会」の陳情

原のり子 それでは、お願いいたします。本陳情は、「障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会」（障都連）のみなさんから、署名を添えて提出されています。心身障害者福祉手当の拡充を求める請願や陳情は、これまでも繰り返し提出をされてきています。残念ながら近年は採択されたことはありませんけれども、28年間も手当

障害者福祉手当の拡充

額が引き上げられない。手帳を持っても受けられない人を残している。この状況でよいのかどうか、改めて問われていると思います。

心身障害者福祉手当

効果をどのようにみているのか

原のり子 それではうかがっていきます。まず、1974年、昭和49年以来実施してきたの効果をどのように見ているのか、うかがいます。

福祉局障害者施策推進部長 東京都心身障害者福祉手当は、国の所得保障や在宅サービスが不十分であった昭和40年代におきまして、障害者の経済的負担を軽減し、在宅での生活を支援するための手当として都独自に事業を創設し、支給しているものでございます。

福祉手当はとても大事な役割を果たしている

各種手帳を持っている人数と福祉手当の対象の人数は？

原のり子 そのように創設してスタートをして、その結果がどうだったのかを聞いているんです。先ほどの説明では、心身障害者の経済的、精神的負担を軽減し、福祉の増進に資することが目的と話されました。これ、とても大事だというふうに思います。今も、国の所得保障が不十分で、福祉手当はとても大事な役割を持っていると思います。現在、20歳以上の方で、愛の手帳1度から3度の知的障害の方、身体障害者手帳1級・2級の身体障害者、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の方が対象になっていて、月1万5500円ということです。

それでは、手帳を持っている障害者全体の人数と、そのうち福祉手当の対象になっている人数、支給額はどれくらいになっているか教えてください。

手帳所持者は74万人

受給者は10万9500人

障害者施策推進部長 令和5年（2023年）3月31日現在の手帳所持者数は、身体障害者手帳は48万6142人、愛の手帳は10万907人、精神障害者保健福祉手帳は15万1603人の、合計73万8652人でございます。東京都心身障害者福祉手当の令和4年度（2022年度）実績は、特別区の財

調分も含めまして、受給者が約10万9500人、支給額は約203億8300万円でございます。

手当は手帳を持っている人の7人に1人

線引きした理由はどういうことだったのか

原のり子 およそ7人に1人が受けているという範囲だと思います。手帳を持ってもかなりの人が受けられていないというのが現状です。

そもそもすべての手帳所持者を対象にしていないということについて、その線引きをしたその理由がどういうことだったのか、うかがいます。

障害者施策推進部長 東京都心身障害者福祉手当は、介護を必要とする重度の身体障害者、知的障害者に対する福祉サービスの提供が十分でない時期に創設したものでございます。一方、精神障害者につきましては、その障害の特性から、精神科救急医療体制の整備や通院医療費の助成など、医療を確保することを重点に支援策を展開してまいりました。

重度の障害者へのサービス、というが

条例には「重度」という言葉はないのだが

原のり子 すみません。一点確認をさせていただきたいんですけれども。介護を必要とする重度の障害者への福祉サービスが十分でない時期に創設をされたというお話がありましたけれども。重度という言葉があったんですが、条例については、条例の条文には重度ってという言葉はないと思うんです。

それで、この心身障害者福祉手当では、重度の人を対象にしている条例という位置づけなのかどうか、そこを確認させてください。

障害者施策推進部長 重度の方の在宅生活を支えるための手当でございます。

「重度」の定義はどのようなものか

条例では「重度」という規定にはなっていない

原のり子 そうすると、その重度の定義はどのようなものかというのがちょっと分からないので、ご説明いただければありがたいと思います。

障害者福祉手当の拡充

この条例の別表を見ますと支給対象が書いてあって、そこには知的障害者については中度以上である者と書かれています。身体障害者であって、身体の障害の程度が2級以上である者というふうにも書いてあって、それから脳性麻痺または進行性筋萎縮症を有する者というふうにあるんです。ですから、重度のというふうな規定にはなっていないのではないかと思います、もう一度確認させてください。

障害者施策推進部長 支給対象者でございますが、20歳以上で、身体障害者手帳1級及び2級の身体障害者、愛の手帳1度から3度までの知的障害者及び脳性麻痺または進行性筋萎縮症を有する方でございます。

「重度」という規定はしていない

第1条の目的から照らして必要な見直しはできる

原のり子 つまり、重度というふうに規定はしてないわけです。であれば、なおのことなんですけれども、心身障害者の福祉の増進に資するというその第1条の目的に照らして、必要な見直しは当然できるというふうに思いますし、手当の対象外の方々の収入が低くないということでも今ないということですので、ぜひ改善を図っていく必要があるというふうに思います。

なぜ精神障害者を対象にしていないのか

理由はということか

原のり子 それで、1つ疑問なのは、なぜ精神障害者を対象にしていないのかということです。過去の厚生委員会でもいろいろ議論をされてきているところだと思いますが、改めて教えていただきたいんです。精神障害者、また難病者の方をきちんと障害に位置づけるというふうになったときに検討されなかったのかどうか。精神障害者を対象にしないことの理由はということか、うかがいます。

障害者施策推進部長 精神障害者につきましては、その障害の特性から、精神科救急医療体制の整備や通院医療費の助成など、医療を確保することを重点に施策を展開してまいりました。

福祉手当の対象拡大

これまで検討したことはあるのか

原のり子 もちろんそれは大事なことはあると思いますけれども、だからといって福祉手当の代わりになるものかといえば、違うと思うんです。

それでは、これまでに福祉手当の対象の拡大を検討したことがあるのかどうか、うかがいます。

障害者施策推進部長 障害のある方の所得保障は基本的に国の役割でございまして、都は、他の自治体とも連携し、障害基礎年金など障害者の所得保障の充実を国に要望しております。

原のり子 私は、福祉手当の対象の拡大を検討したことはないのですかっていうふうに聞いていますので、そこにぜひ答えていただきたいんですが。

じゃあ、これまでという幅がかなり28年間で長いので、ではこの小池都知事になってからの8年間では検討したことがあるのかどうか、うかがいます。

障害者施策推進部長 繰り返しになりますが、障害基礎年金など障害者の所得保障の充実につきましては、国に要望をしております。

都で拡大の検討はしないで

国に要望しているということなのか

原のり子 検討したことがありますかっていうことで、繰り返しの答弁ではなく、やはりちゃんと答えていただきたいなと思います。障害者団体のみなさんからも、毎年、この陳情とか請願だけではなくて、予算の要望なども出されているわけですから、当然、みなさん、ご存じのことだと思うんです。その要望を受けて検討したかどうかということ、やっぱりちゃんと答えていただきたいというふうに思います。

それで、そのことは求めておきながら、今、おっしゃっていたみたいに、国に要望しています、ということです。東京都の拡大の検討はしないで国に要望しているということなのか、本当にちょっと疑問なんですけれども。

障害者福祉手当の拡充

都として検討するのは当然のこと

対象の拡大や金額の引き上げに踏み出すべきです

原のり子 障害者基本法は、国と地方公共団体の両方に対して、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならないとしていて、東京都としても検討するのは当然のことなんです。しかも、東京都が国の役割だといって検討せずにいる間に、区市町村では精神障害者への支給が増えている。都のまとめた資料によると、昨年度は16区1町が実施しています。地域格差をなくするため、都としても拡大に踏み出すべきだというふうに思いますし、金額の引き上げの検討も必要だというふうに思います。

福祉手当の金額、28年間も据え置かれたまま

この状態でいいのでしょうか

原のり子 それで、都制度である福祉手当が1996年以来、金額が1万5500円のままで、先ほどもいいましたけれども、28年間据え置かれている。この状態でいいのかどうかということなんです。その理由はということか。また、1996年の前までは、毎年見直しをされてきたわけです。増やしてきているわけです。その理由も併せてうかがいます。

障害者施策推進部長 東京都心身障害者福祉手当は、国の所得保障や在宅サービスが不十分でありました昭和40年代におきまして、障害者の経済的負担を軽減し、在宅での生活を支援するための手当として都独自に事業を開始したものでございます。その後、国の年金制度が充実されるなど社会状況が大きく変化し、その対応や社会保障制度との整合、負担の公平性の確保などの観点から、経済給付的事業を見直す一方で、福祉サービスの量的・質的な充実に向け施策の転換を図ったものでございます。

質問への明確な答弁がありません

所得保障は十分ではない、と都も認識しているのでは

原のり子 私の質問に対しての明確な答弁というのはないんで、本当に残念なんですけれども。いま、ご答弁にあった国の所得保障ですけれども、では本当に充実して大きく変化しているのかっていうことが、そこが問わ

れていると思うんです。都としても、他の道府県とも連携して、国に対して所得保障の充実を求めているということは、これは大事だと、もちろん思っています。

この中には、こういうふうに書いてあるんです。「障害基礎年金の増額、住居手当の創設、年金受給前の対策など、所得保障制度を充実すること」、こういうふうに国に求めているんです。つまり、現状では、所得保障は十分ではないと都としても認識をしているということではないかと思いますが、いかがですか。

障害者施策推進部長 障害者の所得保障は基本的に国の役割でございまして、都は、他の自治体とも連携をし、障害基礎年金など障害者の所得保障の充実を国に要望をしております。

原のり子 答えがありませんけれども、十分保障されているのであれば、要望する必要はないんです。ですから、現状不足しているということだと思うんです。実際に障害年金は、物価上昇に見合うだけの増額がされない仕組みが導入されていて、この間はむしろ悪くなっているといえると思います。障害者権利委員会からも、障害年金は市民の平均的な所得と比べて著しく低額であると指摘をされて、見直すよう勧告をされているんです。

70代の視覚障害者夫妻の場合

障害者の社会参加にはまだまだ厚い壁がある

原のり子 陳情者が各議員に配ってくださった資料でも、こういう事例が紹介されていました。

70代の視覚障害者夫妻の月々の収支の例が書かれていました。収入は、障害基礎年金1人当たり月8万2812円、これは昨年度です。心身障害者福祉手当1人当たり月1万5500円と。2人合わせて約20万円の収入だということです。医療費は、医療費助成制度の対象になっているので、無料だということです。そのほかに、家賃とか、光熱費とか、食費とか、もう本当にかかる、と。それだけでも13万円ほどになる、と。残り7万円ほどなんですけれども、そのほかに交通費がかかったり、日用品や交際費などは、本当に僅かになってしまうということです。

さらに、直接お話もうかがったんですけれども、本当は視覚障害者にもっと便利な携帯電話に変えたい、と。でも、お金がかかるから、そういうことはなかなかでき

障害者福祉手当の拡充

ないということや、パソコンなどの文字を音声化する、そういうソフトを買うとか。あるいは、メール用のソフトなど、本当に日進月歩なので更新していきたく思うけれども、数年に1回しか更新できない、ということなんです。それもお金がないので、数年に1回の更新というのも日常生活用具で補助が出る範囲でしかできない、とおっしゃっていました。障害者の社会参加には本当にまだまだ厚い壁があるということだと思えます。

**本来国がやるべきもの、といいながら
必要なものは都として実施しているではないですか**

原のり子 東京都は、この間、「018サポート」とか、子どもの医療費無料化を実施したり、給食費の負担軽減など、国が実施するまでの間、必要なものは実施するということをすすめているんです。小池知事は、本来国がやるべきものといいながらも、そういう判断をしているものもあるわけです。そうであれば、障害者福祉手当についても、都としてもっと充実させるという考えに立つべきではないかというふうに思います。

**障害者の暮らしや社会参加がより厳しくなっている
改善を図らないのは問題ではないか**

原のり子 日本が障害者権利条約の批准に向けて制定した障害者差別解消法がありますけれども、行政と事業者が社会的障壁を除去するために、合理的配慮が義務化されています。さらに東京都がそれに上乗せをする条例を制定をして社会的障壁を取り除くことは、社会全体の責任だと位置づけているんです。現実には、そうはいつでも、多くの社会的障壁が残っています。所得保障が不十分で障害者の収入は全体としてとても少ない一方で、障害者がほかの人よりも多くの支払いをさせられているものが、実はたくさんあるというふうに思います。

例えば、コンサートに行く際に支援が必要な場合、移動支援か同行援護を使えたとしても、チケットを2人分買わなくてはなりません。また、脳性麻痺があつて歩くときには、靴がよりすり減りやすい場合は、靴代がほかの人よりも多くかかります。

こうした経済的負担に対して、個別の補助制度をつくることも重要ですが、すべてのものに個別の制度をつくるというのは無理な話だと思えます。そのため、十分な額の現金を給付して、それをどう使うかは障害者本人

が決められるようにするということが、社会的障壁をなくするためには不可欠だというふうに思います。

ところが、現状ではあまりにも不十分で、障害者の収入はとても低い、そういう実態だということです。さまざまな社会的障壁があることで、障害者の暮らしや社会参加がより厳しくなっている現状があり、さらにそのことを当事者の方たちが訴えているのに、改善を図らないことは問題があるのではないかと、私は思います。

**障害者権利条約に照らして
制度の拡充が必要ではないか**

原のり子 そもそも障害者権利条約では、第28条1項には、生活条件の不断の改善についての権利が、また、第4条2項では、経済的社会的権利について利用可能な手段を最大限に用いるとあります。ここに照らしての制度の拡充が必要ではないかと思いますが、見解をうかがいます。

障害者施策推進部長 国は、障害者の権利に関する条約の批准に伴いまして、障害者総合支援法などの国内法を整備し、都は、条約や法の考え方を踏まえ施策を行っております。都は、グループホームや日中活動の場の整備など、地域で安心して暮らせるサービス基盤の整備に取り組むとともに、当事者のご意見もうかがいながら、さまざまな福祉施策を推進しております。所得保障は基本的に国の役割でございまして、都は、他の自治体とも連携し、障害基礎年金など障害者の所得保障の充実を国に要望しております。

**手当の引き上げを求める声に応えてほしい
暮らしが厳しくなっているという認識を持っているか**

原のり子 いまのご答弁の中で、条約や法を踏まえる、また当事者の意見も聞きながらという考え方については、重要だというふうには思います。でも、そうであれば、手当の引き上げを求める声にも応えていただきたいというふうに思います。

改めてうかがいますが、障害者の暮らしが厳しくなっているという認識は、持っているのでしょうか。

障害者施策推進部長 障害のある方の暮らし向きは、国の年金や手当、自治体の手当のほか、就労による収入

障害者福祉手当の拡充

などによって構成されておりまして、障害種別や等級、家族構成等の違いによってさまざまでございます。都は、グループホームなどの地域居住の場や通所施設などの日中活動の場を重点的に整備するなど、障害者が地域で安心して暮らせるためのサービス基盤の整備を促進しております。

認識を聞いているが、なぜ答えが出ないのか 昨年実施した障害者の実態調査 年間収入額は

原のり子 認識を聞いていますけれども、なぜ答えが出ないのかというふうに思います。

それでは、昨年度実施した障害者の実態調査、ここでは障害者の年間収入額についても質問がありました。これについては、どのような結果が出ていますか。

福祉局総務部長 令和5年度（2023年度）東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」におきまして、令和4年中の障害者ご本人の生活保護費を除く収入額を聞きましたところ、身体障害者では、回答のございました2669人のうち、100万円未満が30.9%、100万円以上300万円未満が41.7%、300万円以上500万円未満が11.4%、500万円以上が8.5%となっております。

また、知的障害者につきましては、回答のございました864名のうち、100万円未満が42.0%、100万円以上200万円未満が33.8%、200万円以上300万円未満が1.7%、300万円以上が2.1%となっております。

さらに、精神障害者では、回答のございました871人のうち、100万円未満が51.4%、100万円以上200万円未満が24.1%、200万円以上300万円未満が10.0%、300万円以上が6.4%となっております。

さらに、難病患者では、回答のございました1075名のうち、100万円未満が30.2%、100万円以上300万円未満が34.9%、300万円以上500万円未満が15.1%、500万円以上が16.3%となっております。

【障害者本人の生活保護費を除く収入額 2022年度】

東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

■身体障害者（回答 2669 人）

100 万円未満	30.9%
100 万円以上 300 万円未満	41.7%
300 万円以上 500 万円未満	11.4%
500 万円以上	8.5%

■知的障害者（回答 864 人）

100 万円未満	42.0%
100 万円以上 200 万円未満	33.8%
200 万円以上 300 万円未満	1.7%
300 万円以上	2.1%

■精神障害者（回答 871 人）

100 万円未満	51.4%
100 万円以上 200 万円未満	24.1%
200 万円以上 300 万円未満	10.0%
300 万円以上	6.4%

■難病患者（回答 1075 人）

100 万円未満	30.2%
100 万円以上 300 万円未満	34.9%
300 万円以上 500 万円未満	15.1%
500 万円以上	16.3%

福祉手当の実質的な価値は下がっている 切実な障害者の声にどう応えていくのか

原のり子 それぞれ障害種別に応じて答えていただきましたけれども、やはり大変厳しいということが分かるわけです。実態調査の速報では、身体障害者、精神障害者及び難病患者は50万円から100万円未満の割合が最も高い、知的障害者は100万円から150万円未満の割合が21.7%と最も高くなっていると書かれています。知的障害者の場合は、約65%が150万円未満の収入ということです。

都の実態調査では、5年前、10年前と比較をしていますが、大きな変化はなく、相変わらず障害者の収入が低いということが、この速報でも分かります。しかも、物価が上がっていますから、福祉手当の実質的な価値は下がっているといわなければならないと思います。

陳情には、もともとの文章に、「全ての障害者の健康で文化的な生活を保障するため、東京都心身障害者福祉手当を増額すること」というふうに書かれて求められて

障害者福祉手当の拡充

いるんです。

いまの障害基礎年金や福祉手当の状況では、健康で文化的な生活が十分保障されているとはいえないというふうに思います。障害のあるなしにかかわらず人が人として生きていく、豊かに生きていくためには、文化的な生活、社会参加は欠かせません。でも、そこを削らなければ暮らせないという障害者の声にどう応えていくのか、これが問われています。

障害者の社会参加の重要性 都の認識は

原のり子 都は、障害者の社会参加の重要性については、どのような認識を持っていますか。

障害者施策推進部長 障害者基本法におきまして、すべて障害者は社会を構成する一員として、社会、経済、文化、その他、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることとされております。これを踏まえまして、都は、障害者総合美術展やふれあいコンサートなど、文化芸術活動の推進や、障害や障害者への理解の促進を分かりやすく発信するホームページなどを通じまして、すべての都民が共に暮らす共生社会の実現に向けて取り組んでおります。

福祉手当を拡充して 社会参加を諦めない状況をつくる必要があります

原のり子 実態調査では、社会参加をする上で妨げになっていることとして、これも質問項目にありますけれども、この答えでは、精神障害者の方は経済的な理由を挙げる人が37.4%といちばん多くなっています。また、障害や難病のために諦めたり妥協したことは何ですかという質問もあるんです。これに対して、身体障害者は旅行や遠距離の外出32.9%、知的障害者は人付き合い31.4%、精神障害者は就職41.9%、そして人付き合いが39.4%、難病患者の方は旅行や遠距離の外出41.0%となっているんです。

バリアフリー化や社会の理解増進によって解決すべき場合ももちろんたくさんあるんですけれども、旅行や遠距離の外出や人付き合いはお金がかかるのも特徴で、経済的な理由も大きなハードルになっているのではないかと思います。なぜ困難になっているのか、より掘り下げ

て考える必要があると思います。また、就職ができないということは、経済的な困難にもつながります。やはり福祉手当を拡充して、社会参加を諦めない状況をつくっていくことが必要ではないでしょうか。

福祉手当は一日も早く拡充を 積極的な議論をすすめることが必要

原のり子 この実態調査は、障害当事者の方も参加されて実施されています。とても重要なものです。今はまだ速報ですが、これから秋にはまとめた詳細なものが出されるとうかがっています。その内容をよく分析して検討していくことが必要だというふうに思います。共産党都議団としては、福祉手当は一日も早く拡充をとという立場で取り組んでいますけれども、この実態調査をよく踏まえて検討する、継続して積極的な議論をすすめることが必要であるというふうに考えて、その意見を述べて、質問は終わります。

医療型障害児入所施設

都外の医療型障害児入所施設

厚生委員会質問 2024年3月

ブログ掲載日は2024年4月23日

医療型障害児入所施設を取り上げ、都民が利用する都外の施設に一日も早く支援してほしい、と訴えました。

【原のり子のコメント】

医療的ケアが必要なお子さんが利用できる都内施設は本当に少ない、ということ。そのため、都外施設に入っているお子さんも多いこと。それなのに、東京都として都外施設に対する支援が公平に行われていないこと。…さまざまなことがわかりました。実際にカリヨンの杜を視察させていただき、すべての子どもが命を守られ、発達を保障されることの大切さを実感しました。そして、石原都政以来切り縮められてきた福祉を小池都政は継承している、変えようとしていない、ということも実感です。

東京の子どもたちを受け入れてくださっている都外施設に、公平に支援を行うよう、とりくんでいきます。視察を受け入れてくださったカリヨンの杜、また、同行しただけだった榎本なお蓮田市議に心から感謝申し上げます。

医療型障害児入所施設

自閉症児、肢体不自由児、重症心身障害児が対象

原のり子 初めに、医療型障害児入所施設について、うかがいます。

医療型障害児入所施設は、自閉症児、肢体不自由児、重症心身障害児が対象で、手帳の有無は問わず、児童相談所、保健センター、医療機関などで療育に必要性が認められた児童が対象です。

都内の施設数と入所児童数は

都内の児童を受け入れている都外の施設数と入所数は

原のり子 まず、医療型障害児入所施設について、都内の施設数と入所児童数、また、都外で都内からの児童を受け入れている施設数と入所児童数をうかがいます。

福祉局障害者施策推進部長 都内の医療型障害児入所施設に入所している児童数は、令和5年（2023年）4月1日時点で8施設104名でございます。

都外の医療型障害児入所施設に都内から入所している児童数は、18施設46名でございます。

かなり都外施設で受け入れてもらっている

サービス推進費が出ている施設と出ていない施設の数

原のり子 かなり都外施設で受け入れてもらっているということですね。

では、都外施設でサービス推進費が出ている施設、出ていない施設はいくつずつですか。

障害者施策推進部長 都外の医療型障害児入所施設について、民間社会福祉施設サービス推進費の補助対象となっている施設は3施設であり、補助対象となっていない施設は15施設でございます。

圧倒的に補助対象外 そのわけは

サービス推進費の額はいくらか

原のり子 圧倒的に対象外となっているわけです。

補助対象とならない理由は何でしょうか。また、サービス推進費はいくらか教えてください。

障害者施策推進部長 平成8年（1996年）5月に、障害者施策について調査、審議する東京都障害者施策推進協議会から、入所施設について、今後は住み慣れた地域で生活し続けたいとする本人や家族の希望選択を最大限尊重するという観点から、第一義的には都内での設置を促進していかなければならないという提言を受けました。

この提言を踏まえ、都外の入所施設について、平成10年度（1998年度）以降、新たな施設整備を行わない方針とし、運営費を対象とするサービス推進費補助においても、平成12年（2000年）1月の制度創設以降、新たな施設は対象としておりません。

都外の医療型障害児入所施設に関し、主として重症心身障害児を入所させる施設のサービス推進費の基本単価は、児童1人につき月額6万7300円でございます。

医療型障害児入所施設

**障害者推進協議会の提言を根拠にしているが
サービス推進費を出すのをやめるとは言っていない**

原のり子 今ご答弁で、障害者施策推進協議会の提言を根拠にされているんですけれども、提言は、第一義的には都内の設置を促進と述べているのであって、都外施設にサービス推進費を出すのをやめることを提言しているわけではないと思うんです。あたかも協議会から求められているようにいうのは、やめるべきではないかなと私は思います。

**都内施設が足りないから都外を利用している
線引きがおかしいのではないかと**

原のり子 実際に都内施設が足りないために都外施設を利用しているわけですから、新たな施設にはサービス推進費を出さないという線引きがおかしいのではないかというふうに思います。

実際に都内からの児童を受け入れてくれている施設には、サービス推進費を出すべきではないでしょうか。うかがいます。

障害者施策推進部長 繰り返しになりますが、平成8年（1996年）の東京都障害者施策推進協議会の提言を踏まえ、当該の入所施設につきまして、平成10年度（1998年度）以降、新たな施設整備を行わない方針とし、運営費を対象とするサービス推進費補助においても、平成12年（2000年）1月の制度創設以降、新たな施設は対象としてございません。

**都内施設だけでは足りない その責任は東京都にある
都外施設にしわ寄せがいくのはおかしい**

原のり子 ですから、それがおかしいのではないかというふうに思うんです。

都内施設だけでは現状足りないわけですよね。その責任は東京都にあるのに、利用させてもらっている都外施設にしわ寄せが行くのはおかしいし、申し訳ないことだと私は思います。

先ほどのご答弁にあったように、サービス推進費の基本単価は月6万7300円ということですから、1人のお子さん、年間80万7600円になるわけですよね、これだけ見ても。もし施設で5人受け入

れば、403万8000円、10人受け入れれば807万6000円になります。すごく大きいわけです。他県では、千葉県などは補助を出すとなっています。

**子どもたちを助けようと思って受けてくださっている
補助を出さないとは、あり得ない。是正すべきです**

原のり子 子どもたちを助けようと思って受けてくださっているのに補助を出さないというのは、あり得ないと思います。是正すべきではないでしょうか。

**都は入所施設をつくる予定はないのか
今後も都内で受けられない場合はどう対応するのか**

原のり子 都は入所施設をつくる予定はないのでしょうか。ないとすれば、今後も都内で受けられない場合はどのように対応していくのか、うかがいます。

障害者施策推進部長 都は現時点で、医療型障害児入所施設を新たに整備する予定はございません。

都は、重症心身障害児等が地域で安心して暮らせるよう、日中活動の場である通所施設の整備を促進するとともに、一時的に家庭での療育が困難になった場合に施設等に短期間入所できる病床を確保するなど、在宅支援サービスの充実に取り組んでおります。

**入所が必要なお子さんは必ずいます
都の財政力があればできることではないか**

原のり子 先ほどから引用されている提言には、第一義的には都内の設置を促進とあるわけですが、今ご答弁にあったように、新たに入所施設を整備する予定はないということですよね。

その分、地域で暮らせるように在宅支援サービスを充実させるとおっしゃっているんですけれども、でも入所が必要な子どもさんは必ずいますよ。これからも必ずいるわけです。

都内に整備する予定がないなら、入所が必要なお子さんはこれからも都外の施設を利用させていただくことは必ず出てくるわけです。

また、現在入っている子どもさんは、入所している間ずっと当然ながらお金をかけているわけです、施設では。今、サービス推進費の対象外になっているお子さんは、

医療型障害児入所施設

先ほど提出していただいた資料によれば38人ということです。

もし、サービス推進費の対象になっていれば、年間3000万円強、東京都から支出をされるんですよね。施設にとって非常にこれは大きいことです。

大きいんですけども、東京都の財政力からすれば十分にできることではないかというふうに思います。

都内の子どもたちを受け入れた都外施設 サービス推進費の対象にするよう改善を

原のり子 どの都外施設でも、都内の子どもたちを受け入れてもらった場合には、サービス推進費の対象にするように改善を求めたいと思います。

もう一度聞きます。検討を求めますが、いかがですか。

障害者施策推進部長 繰り返してございますが、現在、サービス推進補助において、平成12年（2000年）1月の制度の創設以降、新たな都外施設は対象としてございません。

さいたま市のカリヨンの杜を視察 一人ひとりの成長、発達を保障していく大事な場

原のり子 繰り返しの答弁でとても残念なんですけれども、でも本当に検討していただきたいというふうに強く求めておきたいと思います。

先日、里吉都議と一緒に、共産党都議団としてさいたま市にあるカリヨンの杜（医療型障害児入所施設）を視察させていただきました。ここでは10人の都内の子どもたちを受けてくださっています。その10人の子どもたち全員を一人ひとり紹介して下さったんです。

まず最初にお会いしたのは、これからお昼ですといって、テーブルの周りに車椅子で集まっている3人のお子さん方でした。お昼ですといっても胃瘻（いろう）なんですけれども、そこから栄養をこれから注入してお昼なんだということでテレビを見ていました。その中のあるお子さんは、顎がないために口から食べることはできないんだという、そういうお話なんかも聞きました。

でも、生活リズムを大事にして楽しい時間を一緒に過ごすそうという雰囲気とか、また、職員の皆さんの本当に温かい声かけがとても印象深かったです。

ほかにも、ベッドサイドで学校の先生と勉強している

お子さんもいらっしゃいました。

また、もっと重度になると、ずっとベッドで横になっている状態のお子さん方も多くいらっしゃいました。

でもスタッフの方々が本当に声かけしながらサポートしていたんですけれども、理事長の先生が一人ひとり紹介をしてくださりながら、この子はとても成長したんですよということをいつてくださるんです。

私はどんなに重い障害をもっていても、一人ひとりの成長、発達を保障していく、本当に大切な場だというふうに思いました。

ですから、この10人の子どもたちがこの施設で受け止めてもらえて本当によかったなと、行き場がなかったら大変なことになっていたなというふうに思ったんです。

どの子にもふさわしい場所が用意されるべきです 行き先がなくて困るようなことはあってはならない

原のり子 どの子どもたちにもふさわしい場所がきちんと用意されるべきで、都としても、どの子どもも取り残さないように対応してほしいというふうに思います。

医療型の施設でないと対応が難しい子どもが、行き先がなくて困るようなことがあってはならないと思います。

都は、こうした医療が必要な重い障害を持った児童に対し、今後どのように対応していくのか見解をうかがいます。

障害者施策推進部長 都は、東京都障害者障害児施策推進計画に基づき、どんなに障害が重くても必要とするサービスを利用しながら、障害児やその家族が希望する地域で安心して生活できるよう、引き続き取り組んでまいります。

都外施設への支援 一日も早く改善してほしい

原のり子 とすると、やはり都外施設への支援は、現状どうしても必要だというふうに思います。

一日も早く改善をしていただいて、こうした施設を利用することが必要だというお子さんがこの先も困ることのないように対応していただきたいというふうに思います。

医療型障害児入所施設

すべてをサービス推進費の対象に

決算特別委員会質問 2024 年 10 月

ブログ掲載日は 2024 年 12 月 1 日

【原のり子のコメント】

このテーマをとりあげるのは2回目。

医療型障害児入所施設は不足していて、東京から都外の施設で受け入れてもらっている子どもたちがいます。それでも、東京の待機児は400人を超えています。しかし、都は、都内施設を増やす方針はもっていません。施設を必要とする、とくに医療的ケアが必要な子どもたちのことをどう考えているのか…本当に疑問ですし、胸が痛いです。さらに、ひどいのは、そういう状況のなかで、東京の子どもたちを受け入れてくれている都外施設にはサービス推進費補助が出されますが、2001年1月以降に設置された施設には出していないのです。施設によって東京都の勝手な線引きで、補助を出している施設と出していない施設があるのです。しかも、過去に出された障害者施策推進協議会の提言をその根拠にしていますが、まったく理由にならないばかりか、提言を出した方々にもとても失礼だと思います。そこには、サービス推進費を都外施設に出すとか出さないとか、言っているわけではありません。

なんとも不可解で理不尽な状態がずっと続いているのです。もうここで解決すべきです。私は、1回目の質問前に、共産党都議団として都外施設を視察しました。そのときの子どもたちの様子をいつも思い出します。どこに住んでいても、安心して過ごせるように支えることは東京都の責任です。そして、受け入れてくださっている施設に感謝し、公平に支援すべきです。

解決するまで質問し続けなければならないと思っています。以下が質疑の内容です。

医療型障害児入所施設

都内と都外 何施設で何人在籍していますか

原のり子 都外の医療型障害児入所施設のサービス推進費について、うかがいます。特に医療を必要とする障害のある子どもたちのための入所施設が医療型障害児入所施設です。

まず、昨年度は都内、都外、それぞれの医療型障害児

入所施設に何施設、何人在籍しているのか、うかがいます。

福祉局障害者施策推進部長 都内の医療型障害児入所施設の入所児者のうち、都内の自治体が実施機関である人数は令和5年（2023年）4月1日時点で9施設、1172人でございます。

都外の医療型障害児入所施設の入所児者のうち、都内の自治体が実施機関であり都が把握しております人数は、令和5年（2023年）4月1日時点で21施設、123人でございます。

都外施設に対するサービス推進費

昨年度の予算・決算は

原のり子 都外施設については、21施設に123人の方が入所しているということです。

それでは、この都外施設に対するサービス推進費の昨年度の予算、決算はどのようになっていますか。

障害者施策推進部長 令和5年度（2023年度）における障害者支援施設や障害児施設等を対象とする民間社会福祉施設サービス推進費の予算額でございしますが、都内、都外合わせて214億8426万1000円でございします。

令和五年度（2023年度）の決算額でございしますが、213億2600万8000円となっております。そのうち都外の医療型障害児入所施設に交付した額は8541万3000円でございします。

都外施設へのサービス推進費

出しているところと出していないところ その数は

原のり子 それでは、都外施設のうちサービス推進費を出している施設と出していない施設がありますけれども、昨年度時点ではいくつですか。

障害者施策推進部長 都内の自治体が実施機関でございします入所児者がいる都外の医療型障害児入所施設のうち、都が把握しております施設は21施設でございします。そのうち、サービス推進費の補助を行った施設は6施設でございします。

医療型障害児入所施設

サービス推進費を出していない施設

その理由は

原のり子 21施設のうち6施設しか補助していないということです。

それで、改めてうかがいたいですけれども、サービス推進費を出していない施設のその理由をうかがいます。

障害者施策推進部長 平成8年度（1996年度）の東京都障害者施策推進協議会提言におきまして、都内での施設の設置を促進すべきという提言を受けたことを踏まえ、都外の入所施設について、平成10年度（1998年度）以降、新たな施設整備を行わない方針といたしました。

サービス推進費補助につきましては、平成12年（2000年）1月の制度創設以降、新たな施設は対象としておりません。

当時の「提言集」を見てみた

どこにサービス推進費を出さない根拠が示されているか

原のり子 障害者施策推進協議会の提言を踏まえて、都外に入所施設は新たにつくらない、サービス推進費も新たな施設には出さないということだと思いますが、お配りしました資料を見ていただきたいと思います。

これは、平成9年（1997年）8月に当時の福祉局が障害者施策推進協議会の提言集としてまとめたもので、今これネットで見ても出てこなくて、こういう本でしか見られないんですけれども、これを図書館から借りて見ました。これを、今の部長の答弁でも根拠にされているんです。

この提言集の中で、提言は2つあるんですけれども、その提言の1つ目のものだというふうに思いますけれども、この目次を見ていただくと、目次の第3章のところ、ちょうど入所施設の在り方と計画的整備の方策というところになるかと思います。

最後のページを見ていただきたいんですけれども、その部分をコピーしたものがみなさんのお手元に配ったものです。

ここを恐らく、いちばん最後のところ。今後は、住み慣れた地域で生活し続けたいとする本人や家族の希望、選択を最大限尊重するという観点から、入所施設の

計画的整備に当たり、第一義的には都内での設置を促進していかなければならないということをおそらく1つの根拠にされているのではないかなと思いますが、ただ、どこにサービス推進費を出さないという根拠が示されているのかというのが分からないんです。そこを教えてください。

障害者施策推進部長 先ほど答弁いたしましたとおり、平成8年度（1996年度）の提言におきまして、都内での施設の設置を促進すべきという提言を受けたことを踏まえ、都外の入所施設については平成10年度（1998年度）以降、新たな施設整備を行わない方針としたところでございます。

サービス推進費は平成12年（2000年）1月に創設されたものでございまして、新たな施設は対象としておりません。

サービス推進費を出さないという根拠

この資料ではない、ということか

原のり子 ということは、この資料ではサービス推進費を出さないという根拠は、この資料では、ないということでもいいんでしょうか。ちょっと確認させてください。

障害者施策推進部長 先ほども答弁いたしましたとおり、平成8年度（1996年度）、また委員ご指摘の9年度（1997年度）に提言されたものでございます。

サービス推進費につきましては、平成12年（2000年）1月の制度創設でございます。平成8年（1996年）においても、平成9年（1997年）においても、新たな都外施設の入所施設については整備を行わない方針と平成10年度（1998年度）にいたしましたので、その後創設されましたサービス推進費補助については、制度創設以降、新たな施設は対象としていないというところでございます。

厚生委員会の答弁と微妙に違っている

提言とはかわりなく補助を出さないことにしたのか

原のり子 そうしますと、私この問題、厚生委員会でも一度議論させてもらっているんです。そのときの答弁とは微妙にちょっと違っているんです。つまり、サービス推進費を出さないという、都外施設に対して出さない

医療型障害児入所施設

という問題は、この提言とは関わりはないよということをお話したということでもいいのでしょうか。

障害者施策推進部長 この提言に基づいて、平成10年（1998年）以降、都外施設は整備していないというところでございます。

その後、平成11年（1999年）にサービス推進費が創設されましたので、そちらについても支給の対象としていないということでございます。

**サービス推進費を都外の施設に出さないという判断
一体どこで何を根拠に決まっているのかわからない**

原のり子 いま聞くと、やはり関連はあるのかな、というふうにも取れるんですけども、そのサービス推進費を都外の施設に出さないという判断が、一体どこで何を根拠に決まっているのかというのが非常に分らないんです。今までの答弁では、1つの根拠として、都外施設をつくるということではなく、第一義的には都内なんだということをこの提言でいっている。そこを1つの根拠にしているというふうに、私はこの間議論をしてきて思っているんですけども、もし、サービス推進費を都外施設に出さないということと、今回のこの提言は関わりはないということであれば、それはそれではっきりいっていただきたいと思います。それは後でお願いします。

**都は、新たな都外の施設整備は行わない方針というが
提言は、第一義的には都内での設置を促進となっている**

原のり子 （都は）新たな都外の施設整備は行わない方針というふうにいっているんですけども、ここの提言、先ほど読み上げたところには、第一義的には都内での設置を促進していかなければならないとなっているんです。

**都内でも施設はつくらない
都外の施設にはサービス推進費も出さない**

原のり子 ところが、いま東京都は、都内でも増やさないし、都内で足りない分を都外施設が補ってくれているのに、そこにはサービス推進費も出さないというふうになってしまっているんです。これは本当に矛盾してい

ますし、説明がつかないと思うんです。

昨年度

都内施設の待機者は何人いますか

原のり子 改めて確認したいんですけど、昨年度の時点で都内施設の待機者は何人いますか。

障害者施策推進部長 重症心身障害児者入所待機者数は、令和5年度（2023年度）末時点で445人でございます。

**サービス推進を出さないことは
「提言」とは関係がない、ということか**

原のり子 すみません、前段にもう1つ聞いていて。ごめんなさい。サービス推進費を出さないということと、この提言は、そこは関係ないということであれば、そこははっきりいってくださっていったんですけども、その答弁はありますか。

障害者施策推進部長 先ほど来ご答弁しておりますとおり、平成8年度（1996年度）の提言を受けまして、平成10年度（1998年度）以降は都外施設の整備をしておりません。平成12年度（2000年度）にサービス推進費、創設されましたけども、そちらについて、新たな施設については対象としておりません。

**答えていただいていない
さらに議論をしていきたい**

原のり子 ちょっと答えていただけていないんですけども、引き続きその点については私も議論をしていきたいというふうに思います。

待機者445人

待機者がいても都内に施設を増やさない方針なのか

原のり子 それで、先ほどの待機者については445人と、昨年度末時点でもそれだけ多くの方がいらっしやる。それだけ多くの待機者をどうしようと考えているのかということが、いま本当に重要だと思うんです。

東京都は医療型障害者入所施設を、障害児者入所施設

医療型障害児入所施設

を必要とする方々も地域移行の対象であり、そのため待機者がいても都内に施設を増やさないという方針、そういう考えなのでしょうか。

障害者施策推進部長 都は、東京都障害者・障害児施策推進計画に基づきまして、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、障害児者やその家族が安心して暮らせる社会の実現をめざし、施策をすすめております。このため、重症心身障害児者等の日中活動の場でございます通所施設の整備を促進いたしますとともに、一時的に家庭での療育が困難になった場合に短期入所できる病床を確保するなど、在宅支援サービスの充実に取り組んでいるところでございます。

**入所施設が必要な方でも在宅で、ということか
新設を認める国の指導について都の見解は**

原のり子 ということは、入所施設が必要な方でも在宅でということをお願いしたいのでしょうか。

昨年8月の第10期東京都障害者施策推進協議会第2回専門部会において、東京都重症心身障害児(者)を守る会から意見、要望が出されています。この中で、国は障害児入所施設について新設を認めないというような指導はしていないとの指摘があります。都はどのような見解を持っていますか。

障害者施策推進部長 都は東京都障害者・障害児施策推進計画に基づきまして、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、障害児者やその家族が安心して暮らせる社会の実現を目指し、施策をすすめております。

**国の回答に対する都の見解を聞いている
お答えいただきたい**

原のり子 ちょっと確認しますが、先ほど東京都重症心身障害児(者)を守る会の意見、要望を紹介しましたが、この会が指摘しているのは、正式に国が回答しているもの、そのものなんです。この国の回答については認めないということにはならないですね。都の見解を聞いているので、お答えいただけますか。

障害者施策推進部長 都としては、障害者それぞれの

方が必要とするサービスを利用しながら安心して暮らせる社会の実現をめざし、施策をすすめております。

**なぜはっきり答弁されないのか、疑問
「守る会」の要望について、都の見解は**

原のり子 必要とするサービスというなかに、この入所施設が必要な方のそういう要望、必要に応じていくということをおっしゃっているのかなというふうに思いたいですが、なぜそれをはっきりと答弁をされないのかというのが私はとても疑問です。

さらに、先ほど紹介した「守る会」の要望の中には、やむなく都外施設に入所している都民である重症児者には、都内施設利用者と同等の財政支援を提供する観点から、民間施設サービス推進費補助の復活をお願いいたしますと述べられているんです。復活といいますか、この補助をやってくださいということで、この要望が書かれています。これについての都の見解をうかがいます。

障害者施策推進部長 繰り返しになりますが、平成8年度(1996年度)の提言におきまして、都内での施設の設置を促進すべきという提言を受けたことを踏まえまして、都外の入所施設について平成10年度(1998年度)以降、新たな施設整備を行わない方針といたしました。

サービス推進費補助につきましては、平成12年(2000年)1月の制度創設以降、新たな施設は対象としておりません。

**「提言」はサービス推進費を出さない根拠にはならない
差別なく補助を 要望は繰り返し出されている**

原のり子 先ほども話しましたが、障害者施策推進協議会の提言は、サービス推進費を出さない根拠にはなりません。これ提言を出した方々にも失礼ではないかと私はずっと思っているんですが、

サービス推進費補助を差別なく出してほしいとの要望は、繰り返し出されているわけです。昨年度だけではなく、その前もずっとそうです。こうした声をどのように検討してきたのですか。

障害者施策推進部長 都はこれまでも東京都障害者施策推進協議会に、当事者である障害者団体に参画をいた

医療型障害児入所施設

だくなど、さまざまな機会を捉えて意見をていねいに聞きながら障害者施策を推進しております。都は東京都障害者・障害児施策推進計画に基づきまして、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、障害児やその家族が希望する地域で安心して生活できるよう、引き続き取り組んでおります。

サービス推進費が出ていないために 施設がどれだけ負担しているか

原のり子 計画に基づきということも繰り返し答弁をされています。今年度から新しい計画になっていますので、私はその計画に基づきということについても、今後改めて議論をしたいというふうに思います。

サービス推進費が出ていないために、施設がどれだけ負担しているか、ほんとにご存じだと思うんですが、例えば、1人当たり1カ月6万7300円なんです、サービス推進費は。年間にしたら、1人当たり80万7600円になります。

ある施設では、10人の子どもたちを受けてくださっています。東京の子どもたちを。年間、それだけで800万円超えるわけです。それを持ち出して、東京の子どもたちを育ててくださっているわけです。

都外の施設で受け入れてもらっているのなら どうしてサービス推進費を出さないのか

原のり子 都内施設が足りなくて都外の施設で受け入れてもらっているのなら、どうして、せめてサービス推進費を出して、東京の子どもたちをお願いしようとならないのか、ほんとに疑問です。

一日も早く

都外施設をサービス推進費の対象にすることを求める

原のり子 資料として示しました提言に改めて戻ってみますと、住み慣れた地域で生活し続けたいとする本人や家族の希望、選択を最大限尊重するという観点から、入所施設の計画的整備に当たり、第一義的には、都内での設置を促進していかなければならないと書かれていて、先にその前の2行を見ていただきたいんです。そこには、都外施設には、恵まれた自然環境を生かした生活が可能であるという利点もあるが、退所後の進路などの

問題解決に努める必要があるとあります。施設整備は都内ですすめつつ、現に都外にいる方々の福祉の向上には責任を持って対応するというのがあるべき姿です。住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするというのももちろん大事ですけども、やむなく都外に行った子どもたちにとって、そこが大切な地域です。そこで生活しやすくしていく責任が東京都にはあります。

一日も早く、東京の子どもたちを受け入れてくれている都外施設をサービス推進費の対象にすることを強く求めて、次の質問に移ります。

不公平な事態を改善すべきです

厚生委員会質問 事務事業質疑 2024年11月
ブログ掲載日は2025年1月20日

【原のり子のコメント】

このテーマの質問は3回目。あまりに整合性がなく、理不尽なので、一日も早く是正すべきと考えています。都内の施設は待機が400人にものぼり、入れない。そのため、緊急性が高い子どもたちを都外の施設にお願いすることもある。ところが、東京都の子どもたちを受け入れても、東京都の補助（サービス推進費）を受けられる施設と受けられない施設がある。その基準は、施設の設置年度が1999年の前か後か。2000年以降に設置された施設には補助は出さない。…説得力ある理由もなく、東京都が勝手に線引きしています。また、都内に施設をふやす考えはまったくありません。

これは、石原都政時代に、次つぎと福祉を削っていった流れのなかでおきています。結局、小池都政のもとで是正されてきていないのです。医療的ケアを必要とする障害を持つ子どもたちのために、また、そうした子どもたちを支えてくださっている施設を支援するために、どうしても改善しなければならないと思っています。来年度予算案ではどうなっているか、注目しています。

以下が質疑の内容です。

都外の医療型障害児入所施設への補助（サービス推進費） 不公平な事態が続いているので改善を求めてきた

原のり子 都外の医療型障害児入所施設のサービス推進費についてうかがいます。

この間、この質問を重ねてきました。都内の医療型障

医療型障害児入所施設

害児入所施設に入れず、都外の施設が東京の子どもたちを受け入れてくれた場合、平成12年（2000年）1月の前までに設置されている施設であれば、子どもの人数分、サービス推進費を東京都は出すけれども、それ以降にできた施設には出さないという、不公平な事態が続いていることについての是正を求めています。

私の3月の質問と10月の質問とで

答弁が微妙に違っていた

原のり子 ことし（2024年）の3月に厚生委員会で質問したときの答弁と、10月の決算特別委員会で質問したときの答弁が微妙に違っていたと私は思っています。もともとは、こういうふうに答弁されています。平成8年（1996年）の東京都障害者施策推進協議会の提言を踏まえ、都外の入所施設につきまして、平成10年度（1998年度）以降、新たな施設整備を行わない方針とし、運営費を対象とするサービス推進費補助においても、平成12年（2000年）1月の制度創設以降、新たな施設を対象としてごさいませんと。一体のものとして答弁されていたんです。

サービス推進費を出さない根拠に、平成8年（1996年）の提言、これを示していたわけです。ただ、この決算特別委員会での答弁はそこが微妙に違っていて、平成8年の提言を根拠にしているということは、できなくなっているのではないかと私は受け止めたんです。その提言には、サービス推進費は、もう新しいところには出しませんか、そういうことまったく書いていないわけですから、それで少し微妙に答弁を変えてきたのかなと思ったんです。

都外の医療型障害児入所施設

なぜサービス推進費の対象にならない施設があるのか

原のり子 それで、改めてうかがいたいんですけども、なぜ都外の医療型障害児入所施設において、サービス推進費の対象にならない施設があるのか。その理由を改めてうかがいます。

福祉局障害者施策推進部長 平成8年度（1996年度）の東京都障害者施策推進協議会提言におきまして、都内での施設の設置を促進すべきという提言を受けたことを踏まえ、都外の入所施設について、平成10年度

（1998年度）以降、新たな施設整備を行わない方針といたしました。サービス推進費補助については、平成12年（2000年）1月の創設以降、新たな施設は対象としておりません。

サービス推進費を2000年に創設

都外施設は対象にしないことはどこで決まったのか

原のり子 サービス推進費を平成12年（2000年）1月に制度として創設し、それ以降にできた都外施設は対象としないということは、どこで決まり、どこに書かれているんですか。

障害者施策推進部長 平成8年度（1996年度）の提言を受け、都としてサービス推進費の取り扱いを決定いたしました。

都外でも新しいところには補助を出さない

根拠は1996年度提言なんですね

原のり子 平成8年度（1996年度）のこの提言を根拠にしているわけですね。それはとても無理がある話だと思います。今日は、前回、決算特別委員会での問題指摘しましたので、ここでは繰り返しませんけれども、結局は、東京都の今の考えとしては、平成8年度の提言、それを根拠にして、サービス推進費でもそういう違いを出している。都外でも、新しいところにはもう出しませんという、その根拠は全部平成8年度の提言ということなんですね。もし違うのであれば訂正してください。

2000年1月以降に設置された施設のなかで

補助の対象外になっているものは

原のり子 それでは、もう1つ聞きます。平成12年（2000年）1月以降に設置された障害児施設のなかで、サービス推進費の対象外になっているものは、医療型入所施設以外には何かありますか。

障害者施策推進部長 都外に所在する障害児の入所施設につきましては、医療型障害児入所施設と同様に、サービス推進費の制度創設以降、新たな施設は対象としておりません。

医療型障害児入所施設

原のり子 医療型障害児入所施設だけではなく、障害児入所施設については、平成12年（2000年）以降に設置された施設は、サービス推進費が出ていないということなんです。

補助が出されていない施設

施設で実質持ち出して子どもを支えている

原のり子 現在サービス推進費が出されていない施設にお話をうかがうと、子どもを受け入れる段階で、東京都から何も補助が出ないとは聞いていなかったという話もあります。緊急性を考えると、本当に重たい障害等もあって、医療的ケアを早くちゃんと受けさせなければいけないと思って、東京の子どもたちを受け止めてくれるわけですね。緊急性を考えると、だけれども、その分、何も都独自の支援はなく、施設で実質的に持ち出して子どもを支えているということになります。

施設がある自治体の子は待機している状況もある そういうなかで東京の子どもたちを受け入れている

原のり子 さらに、自分の自治体—東京の外ですからね。自分の自治体の子どもは待機しているという状況もあるんです。そういうなかで、東京の子どもたちを受け入れているけれども、今後の受け入れについては慎重にならざるを得ないという声も聞いています。

東京都から補助がないこと すべての施設に伝えてあるのか

原のり子 東京都から補助がないという説明は、すべての施設にいつているのですか。

障害者施策推進部長 都は、受け入れをされている施設から問い合わせがあった場合に補助の対象となっていないということを説明しております。

問い合わせがなければ説明しない 是正すべきだ もともとの線引きが間違っている

原のり子 これは、本来、問い合わせがなければ説明しないというのは、私はいかがなものかと思うんです。というのは、全ての施設に出していないわけではなくて、

平成11年（1999年）を境にして、出している施設と出していない施設があるわけだから、あなたのところにはサービス推進費は出ないっていうことをちゃんと説明するべきなんじゃないんですかね。

だって、施設の人たちは、ほかのところでは、古い施設で都民を受け入れている場合にはお金が出ているということを知っているじゃないんですか。だから、自分の施設でも、子どもを受け入れたらそれなりの補助があるって思っているけれども、それは出ませんよということをお知らせもなく、問い合わせがあれば説明する。これは、私は本当によくないと思うんです。是正すべきだし、もともとのその線引きが間違っていると私は思っていますから、（平成）12年（2000年）を境に、新しい施設だったら、受け入れてくれても、もうお金出しませんというそれ自体が間違いですけども、ちょっと東京都の対応として、本当に正しいとはいえないんじゃないんでしょうか。

他の県の場合はどうか 新しい施設でも補助を出している事例があるか

原のり子 それではいかががありますけれども、他の県では、県外で自分の県の子どもを受け入れてもらう場合、新しい施設でも補助を出している事例がありますか。都は把握していますか。

障害者施策推進部長 近県の状況につきましては、神奈川県と千葉県は補助の仕組みがあることを確認しております。

神奈川、千葉には補助がある 「新しい施設に補助は出さない」とはなっていない

原のり子 近県では、神奈川、千葉は補助があるということですよ。それらの県というのは、東京都のサービス推進費のように、平成12年（2000年度）以降の施設は対象にしないというような線引きはないんですよ。他の自治体に自分の自治体の子どもを受け入れてもらう場合に、新しい施設には補助は出しませんということをやっているわけではないんですよ。

医療型障害児入所施設

都内施設に入れず待機している子は400人余
都として都内に施設をつくる予定はあるのか

原のり子 いま、都内施設に入れず待機している子どもたちは400人を超えているわけです。東京では。

都として、都外施設に、そうやって新しいところにお金を払わないっていうふうになっているわけですが、では、都として都内に施設をつくるという予定はあるんですか。

障害者施策推進部長 都は、東京都障害者・障害児施策推進計画に基づきまして、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら障害児者やその家族が安心して暮らせるよう、さまざまな取り組みをすすめております。

具体的には、重症心身障害児者等の日中活動の場でございます通所施設の整備を促進するとともに、一時的に家庭での療育が困難になった場合に、短期入所できる病床を確保するなど、在宅支援サービスの充実に取り組んでおります。

施設を必要とする子は必ずいる
補助を出す・出さないを勝手な基準で決めていいのか

原のり子 在宅支援を充実することは、もちろん大事だと思っています。しかし、施設を必要とする子どもたちは必ずいます。これからもあります。そのときに、都内施設は整備はしない、都外施設には受け入れてもらっても、新しい施設には補助も出さない。出す施設と出さない施設を都の勝手な基準でつくり出してしまっているわけですよね。私は、これは本当にあり得ないと思っています。

都外に行った子どもたちにとって
そこがその子の地域なんです

原のり子 子どもたちが、この平成8年（1996年）の提言でも、決算特別委員会でも触れましたけれども、あの提言では、子どもたちを住み慣れた地域で育てていくということが書かれているわけですが、この都外の施設に行った子どもたちにとっては、そこがその子の地域なんです。だから、本当にそこで子どもたちが安心して過ごせるように、東京都の子どもたちですから、

支援をしていくっていうのは、私は当然だと思うんです。

どこの施設にも平等にちゃんと補助を出す
一日も早く是正してもらいたい

原のり子 これだけ本当にたくさんの待機児がいるなかで、何とか受け入れましょうと受け入れてくれた都外施設に対して、どこの施設にも平等にちゃんと東京都が補助を出す、そういうふうに、もうここで切り替えるべきだと思うんです。これは、もう長くこの状態が続いてきてしまっているわけですが、ぜひ、一日も早く是正をしていただきたい。

医療的ケアが必要で、重度の障害のある子どもたち
その子たちの命を救うためにも強く指摘したい

原のり子 本当に、この医療的ケアが必要で、重度の障害のある子どもたちがたくさんいて、その子たちの命を救うためにも、そのことを強く指摘をして、ぜひ検討していただきたいということを述べておきたいと思います。よろしくお願いします。

都外にある施設への補助金是正

厚生委員会質問 2025年3月

ブログ掲載日は2025年3月31日

都外にある医療型障害児入所施設に対する東京都の補助（サービス推進費補助）を是正する、と都が表明したことを受けて、質問しました。

【原のり子のコメント】

すべての都外施設が補助の対象に

医療型障害児入所施設は、医療的ケアが必要な重症心身障害児が入所する施設です。都内の施設では足りず、都外にある施設を利用せざるを得ない子どもたちが多くいます。ところが都は、2000年1月以降に設立された施設には補助を出さない不公平を続けてきました。私は厚生委員会や決算特別委員会で3回この問題を取り上げ、今議会は共産党都議団として本会議で質問（藤田りょうこ都議の第2代表質問＝一般質問の1人目）に入れました。ついに、是正すると本会議で都が表明。2025

医療型障害児入所施設

年度からすべての都外施設が補助の対象になります。

問題はこれからです。確実に是正されることはもちろんのこと、待機児が400人を超えている状況を一日も早く解決しなければなりません。そのため、厚生委員会で再度とりあげました。

一人ひとりにふさわしい暮らしの場を

私は、質問しながら、都外施設をたずねて子どもたちと会ったことを思い出していました。生まれつき口からご飯は食べられず、言葉も話さず、胃ろうの子どもたちが、お昼の時間にテレビのまわりに車いすであつまり、医療スタッフの方が「これからお昼なんですよ」と教えてくれたこと。ベッドでずっと寝ている状態の子どもさんを、「この子はここにきてからとても成長したんですよ」と教えてくれる先生。一人ひとりの命の重さを実感し、施設にいて成長していく子どもたちの存在に胸がいっぱいになりました。その命を支えるために、今回の是正は当然のことですが、一人ひとりにふさわしい暮らしの場がすべての障害児に保障されるよう、引き続き取り組みたいと思っています。

以下が質疑の内容です。

都外にある医療型障害児入所施設

東京の子を受け入れても都の補助が出ない施設があった

原のり子 日本共産党の原のり子です。医療型障害児入所施設についてうかがいます。医療的ケアが必要な重症心身障害児が入所する医療型障害児入所施設が不足しているため、都外の施設に入所している子どもたちがいます。東京都は子どもの人数分、サービス推進費補助を施設に出しています。しかし、2000年1月以降に設立された施設には、この補助を出していません。東京の子どもたちを同じように受け入れても、補助が出ていない施設と出ている施設がある。これはあまりに公正さを欠いており、直ちに是正すべきだ、とこの間、質問を重ねてきました。

来年度から是正されることに なぜ是正が必要だと考えたのか

原のり子 来年度において、サービス推進費の対象になっていなかった2000年以降に設立された施設につ

いても対象になるという是正がされることはよかったと思います。なぜ是正が必要だと考えたのか、うかがいます。

福祉局障害者施策推進部長 近年、医療の充実等を背景といたしまして、入所年数の長期化とともに重症心身障害児が増加し、都外の施設に入所する都内の児童が増えている実態もあることを踏まえ、障害の特性に応じて質の高いサービスが提供できるよう、来年度から必要な措置を行うこととしております。

41人が都外の施設に入り、34人が補助の対象外 不公平が長年放置されてきたことは問題だった

原のり子 きょう提出していただいた資料によると、昨年4月1日の時点で、医療的ケアが必要な子どもたちが41人都外の施設に入所していて、そのうち34人がサービス推進費補助金の対象になっていないということが分かります。34人の子どもたちを受け入れてくださっている都外施設に対し、この不公平を是正することは当然だと思います。このことが長年放置されてきたことは、本当に問題だったと思います。

これまで3回にわたって質問し是正された 都に要望を出していた施設や団体に感謝

原のり子 この間、私は、3回にわたり質問してきましたが、そのときは、1996年5月に障害者施策推進協議会から出された都内での施設の設置を促進すべきという提言を踏まえて、1998年からは、都外施設の施設整備は行わないことにした。そして、サービス推進費、2000年1月に創設しましたが、これは新たな施設には適用しないとしたという説明が繰り返されていたと思います。

これを、2000年以降に設置された都外の医療型入所施設で東京の子どもたちを受け入れてもらっても、そこに補助が出していないという根拠にしていたのだと思います。

しかし、都外施設を今後都としてつくらないということが方針になっていても、現に都内の施設が足りないために、都外施設で受けてもらっているのに、そこが新しい施設であれば、補助は出さないし、古い施設なら補助は出すというのは、何とも納得のいかない内容でした。

医療型障害児入所施設

これが是正されることは本当によかったと思っています。このことを指摘をし、都に対して要望も出されていた施設また団体に感謝をしたいと思います。

どのように是正するのか

さかのぼって補助を出すべきだ

原のり子 では、今回、サービス推進費補助が出ていなかった都外施設に対し、具体的にどのように是正するのでしょうか。きちんとさかのぼって補助を出すべきと考えますが、いかがでしょう

障害者施策推進部長 都は、来年度から必要な措置を行うこととしております。

都外施設の多大な尽力に応えて

誠実に対応することを求める

原のり子 恐らくこれから細かいところをつめていくのだと思いますが、そのときに、都外施設のこれまでの多大な尽力に応えて、誠実な対応をすることを強く求めておきたいと思います。

そして、当然のことながら、サービス推進費補助が出ていないすべての都外施設にお知らせを出して、漏れなく補助を出していただきたいと思います。いかがですか。

障害者施策推進部長 来年度から行う措置につきましては、現在詳細を検討中でございまして、関係者には適切に周知等を行うこととしております。

原のり子 十分な検討と対応を強く求めておきたいと思います。

施設に入れない待機児は400人余

施設を増やさない都の姿勢が問題だ

原のり子 この問題、今回の問題を解決しても、これで根本的な解決になったわけではありません。なぜなら、待機児が400人を超えているという状況があるからです。これをどう解決していくのかが、改めて都に問われていると思います。都外施設に頼らざるを得ない状況であるにもかかわらず、施設を増やさないという都の姿

勢自身が問題であるのではないかと私は指摘してきました。

一日も早く子どもたちが施設に入れるよう

都内施設を増やすことも検討すべきだ

原のり子 どんなに在宅支援を充実させるといっても、施設が不要になるわけではありません。施設に入り、いつでもケアが十分受けられる中で成長していく子どもたちもたくさんいます。一日も早く子どもたちが施設に入れるように、都内施設を増やすことも検討すべきではないかと考えますが、見解をうかがいます。

障害者施策推進部長 都は、東京都障害者・障害児施策推進計画に基づきまして、必要とするサービスを利用しながら障害児やその家族が安心して暮らせるよう、さまざまな取り組みをすすめております。

具体的には、重症心身障害児者等の日中活動の場でございます通所施設の整備を促進いたしますとともに、一時的に家庭での療育が困難になった場合に短期入所できる病床を確保するなど、在宅支援サービスの充実に取り組んでおります。

すべての障害児

一人ひとりふさわしい生活の場が保障されることが大事

原のり子 すべての障害児が一人ひとりふさわしい生活の場が保障されることが大事です。さらに、小池知事は、障害児の家庭の支援を公約をされています。障害児の親の自己責任にせず、社会全体で支えていくということに基づいて施策を推進していくことを求めたいと思います。そのために、医療型障害児入所施設の増設が必要です。そのことを強く指摘をして、次の質問に移ります。

障害者雇用と青年・成人の余暇支援

余暇支援・居場所支援の充実を

予算特別委員会質問 2022年3月

ブログ掲載日は2022年3月21日

【原のり子のコメント】

施政方針演説で知事は、「放課後等デイサービスについては、国の報酬改定を踏まえ、都独自の財政的支援を講じます。実務経験のある職員の増員や、預かり時間の延長、送迎の実施などを補助要件とすることで、事業者のサービスの質の向上を後押しいたします」と述べました。補助要件として挙げている内容については、問題点もありますが、知事が放デイの大事さを認めて独自支援する、というのは初めてのことです。現場のみなさんの声が動かしています。

放デイを認めたのであれば、学齢期をすぎた障害のある青年の方たちの居場所の重要性もきちんと理解してほしい。そういう思いで1問聞きました。今の段階で、余暇活動の場の確保が進むように支援する、と都が答弁したことは重要です。引き続き働きかけます。

以下が質疑の内容です。

余暇や居場所は生きていく上で必要なもの 支援の充実を強く求める

原のり子 障害のある青年・成人の余暇支援についてうかがいます。知事は、施政方針で放課後等デイサービスの支援について詳しく言及しました。障害のある子どもたちの大切な場所である放課後等デイサービスですが、学齢期が終わるとたちまち居場所がなくなってしまう。福祉作業所や一般就労をしている障害のある青年の人たちが、仕事のあと立ち寄れる、仲間と交流できる、そういう場所はとても大事です。東京都の包括補助を活用して居場所支援をしている自治体は2018年に8自治体でしたが、少しずつ増えて、現在は11自治体だと聞いています。しかし、放デイの数からみれば、もっとスピードアップすることが求められています。改めて、障害をもった青年・成人の余暇支援・居場所支援の必要性をどう認識しているかがうかがいます。

福祉保健局長 障害の有無にかかわらず、スポーツやレクリエーションなどの余暇活動を楽しむことは、コ

ミュニケーション能力の向上など、社会で生きる力を高めるものであり、障害者の余暇活動には障害特性や意思疎通への配慮などが必要であります。都は、余暇活動の場の確保が進むよう、引き続き区市町村の包括補助で支援してまいります。

原のり子 余暇活動、余暇支援は余分な時間、余暇というのは余分な時間ではなくて、生きていくのに必要な時間、そして場所です。支援の充実を強く求めておきたいと思います。

障害者雇用と余暇支援

本会議一般質問 2023年9月

ブログ掲載日は2023年10月18日

【原のり子のコメント】

東久留米市において、地域の連携のなかで、超短時間の障害者雇用が進められていることを、ぜひ取り上げたいと思っていました。当事者のAさんのお話にたくさんのかたちを学び、そのことをベースにしました。

問題意識と得られた答弁は…

(1) 商工会が都の補助事業を活用して推進していますが、この補助事業を継続してほしいと思い質問。→「成果をあげている」と答弁した。

(2) 障害者雇用は、時間の長短だけではかるべきではない。また、一般就労や福祉的就労など、どの働き方も大事だ。→知事が、共生社会の実現が大切だと述べたうえで、福祉的就労への支援も含めてとりくんでいることに言及した。

(3) 生活訓練事業所の役割を明らかにしたい。→「障害者の地域での生活を支える役割を担って」という意義を認めた。

(4) 余暇支援の場は精神障害の人たちにも、もっとつくられることが必要との問題意識で質問。→さまざまな障害の方への包括補助で支援すること、活用を働きかけていくことが答弁された。

これらは、今後の足掛かりになる大事な答弁だと思います。

そして、何より私がいいたかったのは、この質問の最後の部分です。ぜひ、お読みいただければうれしいです。

障害者雇用と青年・成人の余暇支援

一人ひとりの状況や思いを大事にした障害者雇用へ
統合失調症のAさんが働き続けることになったわけは

原のり子 最初に、一人ひとりの状況や思いを大事にした障害者雇用についてうかがいます。

統合失調症で30代のAさんは、現在、東久留米市にある機械メーカーの工場です。週3日、1日3時間働いています。Aさんの仕事は、機械部品の不要な突起物を取り除くバリ取りという作業です。今は、安定的に仕事をしていますが、ここに至るまでにはいろいろな苦労があったとうかがいました。

大学卒業後、大手物流会社に就職しましたが、うつ病を発症します。その後、静養しながらもくりかえし、就労にチャレンジします。途中、統合失調症を発症し、障害者雇用で就職もしますが、心身ともに不調となって退職し、生活訓練事業所に通うことになります。

生活訓練事業所で、日常生活を大事にしながら、社会体験として、企業などの仕事を見学する会に参加します。これは、東久留米市商工会議所が都の地域人材確保総合支援事業を活用して、障害者やひきこもり経験者向けに実施したものです。そこで、バリ取りの作業をみて、ぜひやりたいと思い、3カ月間の就業体験をします。それがきっかけで、その後も、働き続けることになったのです。

Aさんに、「仕事をしていて充実している、と感じるときはどのようなときですか」とうかがうと、「私がバリ取りした部品が組み立てられている光景をみたとき。すごい仕事をしているんだとわかる」と話してくれました。社会に出て、たくさん苦労してきたAさんが、今やりがいを感じながら、社員の人たちと一緒に仕事をしていることに感動します。

地域人材確保総合支援事業
目的と実績は

原のり子 まず、**質問1** 東京都の地域人材確保総合支援事業の目的と実績をうかがいます。

（注）地域人材確保総合支援事業について都は、ホームページで次のように説明しています。「地域の実情に応じて実施する、中小企業の人材確保に向けた区市町村等の自主自立的な取組の継続や、他の地域のモデルとなる先進的な取組を支援します。区市町村や商工会等へ補助金を交付し実施します」

産業労働局長 地域での中小企業の人材の確保と定着についてでございますが、都は、地域の実情に応じた区市町村による中小企業の人材の確保や定着に向けた取り組みに支援をおこない、成果をあげているところでございます。

一人ひとりの状況や特性に応じた柔軟な働き方へ
事業を継続し希望する自治体が活用できるように

原のり子 質問2 この事業を活用することにより、一人ひとりの状況や特性に応じた柔軟な働き方が可能になり、障害者やひきこもり経験者をはじめ、生きづらさを抱えた方たちの選択肢が増えていくことが望まれます。これからは事業を継続し、希望する自治体がもれなく活用できるようにしていくことを求めますがいかがですか。あわせて、好事例を積極的に自治体に紹介することを求めます、いかがですか。

産業労働局長 区市町村の雇用施策への支援についてでございますが、都は、地域の実情に応じ、中小企業の人材の確保や定着に向け取り組みをおこなう区市町村の希望に応じ支援をおこなっており、その事例はウェブで紹介しております。

障害者雇用で大事なこと
障害特性に応じて生きいきと仕事ができているか

原のり子 質問3 Aさんの労働時間は週9時間です。障害者雇用率制度にもとづく来年度からの短時間労働者の基準からすると、あと1時間足りません。しかし、雇用率を上げるために、あと1時間無理して延ばす、としないことは重要です。障害者雇用において大事なものは、時間の長さだけで評価するのではなく、障害特性に応じて生きいきと仕事ができているかだと思います。見解をうかがいます。

産業労働局長 障害者の働き方についてでございますが、都は、職場で働く障害者の方が、その状況に応じ仕事を適切にすすめることができるよう、専門家による支援をおこなっております。

障害者雇用と青年・成人の余暇支援

障害者を支える各機関の連携と生活訓練事業所
「今後の人生を歩む上での気づきをした場所」

原のり子 Aさんの新たな挑戦を支えたのは、商工会、企業、就労支援相談室、生活訓練事業所などの連携の力。そして、生活訓練事業所の存在です。Aさんは、生活訓練事業所について、「今後の人生を歩む上での気づきをした場所」と話してくれました。一人ひとり違っていいんだと気づき、「早く働かなければ」という焦りから少しずつ解放され、生活を大事にする力をつけていきます。

質問4 生活訓練事業所は2年間、事情により3年間通うことが認められます。生活訓練事業所で、自分を見つめ、暮らしや就労について学び、体験することができる、その重要性について、どのように認識していますか。

福祉局長 生活訓練事業所は、障害者が自立した日常生活または社会生活ができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練、生活等に関する相談および助言をおこなっておりまして、障害者の地域での生活を支える役割を担っております。

仕事をしたあとの余暇支援の場

補助率を引き上げて活用を広げるべきだ

原のり子 質問5 就労したあとも大切です。仕事のあとに立ち寄ってほっとできる、仲間と過ごせる余暇支援の場は、孤立せず、日々の生活を豊かにするために必要です。都の補助を活用して余暇支援を実施している自治体は少しずつ増えて現在15自治体と聞いています。障害種別にかかわらず、余暇活動の場を確保するために都の補助を活用できることをもっと周知するとともに、補助率を引き上げて活用を広げるべきではないでしょうか。都の見解をうかがいます。

福祉局長 都は、さまざまな障害を有する方が就労後や休日に地域の人々と交流できる余暇活動の場を確保する区市町村の取り組みを、包括補助により支援をしています。また、こうした地域の実践を事例集にまとめまして区市町村に紹介するとともに、引き続き、事業説明会等の場におきまして包括補助の活用を働きかけてまいります。

一人ひとりに応じた働き方、生き方を保障してこそ
選択できることが大事

原のり子 戦後、日本では、障害者が働くことがあたりまえにならず、1960年代から、共同作業所が自主的に全国各地域につくられていきました。障害者の働きたいという願いの実現、そして、障害者を仕事に合わせるのではなく、その人にあった仕事をつくりだし、それを地域に根差して進める大事な役割を果たしてきました。こうした歴史もふまえ、

質問6 障害者雇用は、一人ひとりに応じた働き方、生き方を保障するという観点が大事です。一般就労もある、超短時間の雇用もあれば、福祉的就労もある。どれも大切にされ、選択できることが大事だと考えますが、知事の見解をうかがいます。

小池知事 誰もが障害の有無にかかわらず、職場や地域の中でともに暮らし、支え合う共生社会の実現が大切であります。都は、障害のある方が自分らしく働き、希望する地域で安心して暮らせるよう、障害者の雇用促進や福祉施設におけます就労支援など、さまざまな施策に取り組んでいるところでございます。

働けるか働けないかという物差しではなく
だれもが「生きていていい」と思える社会へ

原のり子 そして、根本的には、働けるか働けないかという物差しではなく、一人ひとりの存在そのものに価値があり、だれもが「生きていていい」と思える社会にしていけることが必要だと強く述べたいと思います。

放課後等デイサービスと学校の連携

放デイと学校の連携について

決算特別委員会質問 2024 年 10 月

ブログ掲載日は 2024 年 11 月 17 日

放課後等デイサービス（放デイ）と学校の連携について、教育庁に質問しました。

【原のり子のコメント】

もっと踏み込んでやりとりをしたかった、と反省が残りますが、放課後等デイサービスとの連携について、教育庁に質問するというのを初めて行い、状況がわかりました。つまるところ、特別支援学校がどのように放デイと連携しているのか、教育庁としてはあまり把握していない…。国の通知も出ていますが、それにもとづき、教育庁として放デイとの連携を意識的にとりくんできたとはいえないのではないかと。そもそも、放デイを利用している子どもがどのくらいいるかも答弁がありませんでした。驚きました。そういうなかで、「支援が必要な子どもや、その保護者の個々のケースに応じ、その内容は異なりますけれども、いずれにいたしましても、教育と福祉の連携については、その内容に応じてすすめることが重要であると考えてございます」と答弁があったことは今後の足がかりになるのではないかと思います。

引き続き、改善に向けとりくんでいきたいと思います。以下が質疑の内容です。

放課後等デイサービスは障害をもつ子どもたちの学童保育成長していくうえで欠かせない場

原のり子 放課後等デイサービスと学校の連携についてです。

放課後等デイサービスは、障害を持つ子どもたちの学童保育です。学校から、ただいまと帰る第2の家であり、また長期休みも支えています。子どもたちにとって、家庭、学校、放課後等デイサービス、それぞれが成長していく上で、どれも欠かすことのできない大切な場といえます。それだけに連携がとても重要だと思います。

都内の特別支援学校、特別支援学級の在籍者数は？
放課後等デイサービスを利用している人数は？

原のり子 まず、昨年度、都内の特別支援学校、特別支援学級に在籍している人数は何人で、そのうち放課後等デイサービスを利用している人数は何人いると把握をしているか、うかがいます。

教育庁特別支援教育推進担当部長 東京都では、毎年統計を取っている令和5年度（2023年度）公立学校統計調査報告書において既に公表しておりますとおり、令和5年度東京都公立特別支援学校に在籍する幼児、児童生徒数は1万3978人、東京都公立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数は1万3998人でございます。

放課後等デイサービスにつきましては、学校に直接迎えに来る事業者ばかりではないことなどから、都教育委員会では利用している人数を把握することはできません。

学校では把握しているのではないかと
都教委が全体を把握してしかるべきだ

原のり子 学校では、少なくとも直接学校に迎えに来る事業者の数と、何人の子どもたちが通っているかは把握されていると思われます。これは連携していく上では基本だと思っていまして、全体の人数のうちどのくらいの子供が放デイを利用しているのか、各学校が把握をしているのか、都教委が全体を把握してしかるべきと私は思います。

学校と放課後等デイサービスとの連携の大切さ
国の通知を受け都教委はどう考える

原のり子 今年の4月25日付で、こども家庭庁、文科省、厚労省の連名で、「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について」と題する通知が発出されています。これは学校や区市町村に既に送られていると思いますけれども、教育と福祉の連携については、既に2018年（平成30年）5月24日付で文科省と厚労省連名の「教育と福祉の一層の連携等の推進について」と題する通知が各都道府県等に発出をされています。

先ほどいった4月25日の通知も、この2018年の

放課後等デイサービスと学校の連携

通知に基づいて取り組みを一層進めるようにという位置づけになっていますので、この2018年の通知というのは非常に大事だと思います。

昨年度までは、この2018年の通知に基づいて教育と福祉の連携の努力がされてきたと思われますが、この通知については各特別支援学校、区市町村には送られているのでしょうか。

特別支援教育推進担当部長 都立特別支援学校及び区市町村教育委員会に対しまして通知を行ってございます。

原のり子 この2018年の通知では、教育と福祉の連携について、こういうふうに書かれています。「相互理解の促進や保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されているところであり、各地方自治体において、教育委員会や福祉部局の主導のもと、支援が必要な子供や保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援が受けられる支援体制の整備が求められている」と述べられています。

この通知も受けて、都教委としては、学校と放課後等デイサービスが連携する大事さについて、どのように捉えていますか。

特別支援教育推進担当部長 教育と福祉の連携につきましては、その内容に応じてすすめることが重要であると考えてございます。

「内容に応じてすすめることが重要」

これはどういう意味ですか

原のり子 通知に基づいて学校と放デイが連携する大事さについてどう捉えていますかと聞いたんですけども、内容に応じてすすめることが重要。これはどういう意味なんですか。教えてください。

あわせて、連携の重要性について認識されているのかどうか、うかがいます。

特別支援教育推進担当部長 支援が必要な子どもや、その保護者の個々のケースに応じ、その内容は異なりますけれども、いずれにいたしましても、教育と福祉の連携については、その内容に応じてすすめることが重要であると考えてございます。

通知では、連携の強化が重視されている

そのための方策を具体的に示している

原のり子 その内容に応じてすすめること、連携は重要だということだと受け止めますが、この通知は発達障害者支援法一部改正を踏まえて、連携の強化が一層重視をされるということでも出されているんですね。具体的にこの通知では、連携の強化のための方策を示しています。かなり具体的な通知になっていたんです。これに沿ってこれまでどういう努力がされてきたかということ、この時点において検証していくことが私は大事だと思っています。

**通知は、学校と放デイなどとの関係構築を謳っている
都教委としてはどうでしょうか**

原のり子 この通知で指摘されていることについての都としての取り組みを確認したいと思うのですが、まず1つめとして、教育委員会と福祉部局、学校と放デイなどとの関係構築の場を設置するというのがこの通知の中には書かれていますが、これについてはいかがですか。

特別支援教育推進担当部長 放課後等デイサービスは、各家庭が個々の事業者との契約に基づき利用するものですのでございますが、都立特別支援学校では事業者に対する学校説明会の開催などにより関係構築の場を設けてございます。

学校説明会の開催とは？

継続して連携する場はつくられていないのかどうか

原のり子 恐らく各学校でそれぞれ工夫してやられていることなどもあると思うんですけども、学校説明会の開催ということですけども、これどういうことかということを説明をしていただきたいのと、あと関係構築をしていくために継続して連携する場はつくられていないのかどうか、うかがいます。

特別支援教育推進担当部長 先ほどご答弁申し上げました説明会とは、事業者に対し学校への理解を深めるために行っている説明の機会でございます。継続してということですが、個々学校の必要に応じて対応しているものと認識しております。

放課後等デイサービスと学校の連携

各学校が継続しながら関係構築の場を続けているのか
都教委として調査や聞き取りをしてほしい

原のり子 たしかに、恐らくそれぞれの学校で、それぞれ工夫してやられている面もあるというふうに思います。やっぱり関係構築していくためには継続が非常に重要ですので、どのように各学校が継続しながら関係構築の場を続けているのか、そこはぜひ調査をしていただきたい、聞き取りをしていただきたいと思います。

また、事業者に対する学校説明会というのも、これを1回やれば、それで関係構築になるのかといったら、そうではないと思いますので、その内容なども確認をしていただきたいと思います。

障害のある子どもに係る福祉制度の周知
これはどのようにになっているのか

原のり子 それでは、通知で具体策として書かれている2つ目として、学校の教職員等への障害のある子どもに係る福祉制度の周知、これをやっていくことが大事と位置づけられていますが、それはどのようになされていますか。

特別支援教育推進担当部長 都教育委員会は、障害のある子どもに係る福祉制度につきまして、校長会等において周知を図ってございます。

教職員の放デイへの理解を深める機会
都教委はこの機会をどのように設けてきたのか

原のり子 この通知の中には、例としてこういうふうに書かれています。小中学校から放デイへの送迎時において、放デイについての教職員の理解が深まっていないために、対象児童生徒の学校における様子などの情報提供をはじめとする学校の協力が得られにくいことがあると具体的に書かれているんです。

教職員の放デイへの理解を深める機会をこれまで都教委ではどのように設けてきたのでしょうか。昨年度含めていかがいます。

特別支援教育推進担当部長 例えば都立特別支援学校において、地域の福祉部局関係者等を講師とした研修の実施や、福祉制度関連の資料配布などの事例を紹介して

ございます。

教職員全体が理解を深めるために機会を設けていく
好事例は紹介をしながら広げていただきたい

原のり子 そういうことをやっている学校もあるということですね、恐らく。それで先ほどの、その前のご答弁で、校長会等で周知をしているというお話でしたけれども、その校長会で周知をするのも、どのぐらいの頻度でやられているかというのは分かりませんけれども、やっぱり教職員全体が理解を深めるために機会を設けていくということが本当に必要だと思いますので、そこは各学校どのように取り組まれているか、ぜひ都教委でも把握をして、好事例は紹介をしながら広げていただきたい。そのことは求めておきたいと思うんです。

学校と放課後等デイサービス
お互いの活動内容や課題、連絡先の共有は？

原のり子 通知の中の具体策としての3つ目ですけれども、3つ目として学校と放デイにおいてお互いの活動内容や課題、担当者の連絡先の共有、これは実施されていますか。

特別支援教育推進担当部長 都立特別支援学校では、放課後等デイサービス事業者との間で連絡会を開催するなどの連携を行ってございます。

通知には「連携できていない」とある
この事態は改善されているのか

原のり子 これは連絡会を開催するなどの連携をしているということなんです。ちょっと先ほどの答弁と、また少し違うなと思いつつも、ただ、学校ごとに恐らくこれも違うということだと思います。そこはどこの学校でも連携できるような、そういう連絡会を開催していくということが必要なんじゃないかと思います。

それで、これについても通知ではこういうふうにかかれて

「学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていない等により、両者の円滑なコミュニケーションが図れず連携ができていない」と、かなり具体的な指摘がさ

放課後等デイサービスと学校の連携

れていますが、これ自身は改善されたということでしょうか。

特別支援教育推進担当部長 都教育委員会といたしましては、通知の趣旨に基づいて学校に通知いたしまして、その趣旨は理解されているものと認識してございます。

学校で子どもの変化があった場合

学校から放デイにはどのように伝えているのか

原のり子 ちょっと直接のお答えじゃない感じはしましたけれども、ここがとても大事なところで、実際にこの間コロナ禍の下で、学校での感染などの状況が分からなくて、「放デイで対応がかなり苦労した」「不安だった」、こういう声もあったんです。学校と本当に小まめに連携が取れて、よく情報を把握することができれば、対策を取りやすいという声もあったんです。

それで、もうちょっと具体的に聞きますけれども、学校で何かアクシデントのようなこと、子どもの変化があった場合、学校から放課後等デイサービスにはどのように伝えているのでしょうか。

教育庁指導部長 児童生徒に体調不良などが起きた場合、学校は保護者に連絡し、保護者が事業者と連絡を取り合っております。

放デイから学校に緊急に問い合わせが必要な場合 すぐに可能な仕組みになっているのか

原のり子 もう1つ、ちょっとうかがいますけれども、子どもの様子について放課後等デイサービスから学校に緊急に問合せが必要な場合、すぐに可能な仕組みになっていますか。

指導部長 放課後等デイサービスからの問合せがあった際には、学校は保護者に連絡をしております。

学校で子どもがちょっと元気がない

放デイの送迎車に直接そのことを伝えたりしているのか

原のり子 ちょっと2つの要素をいっぺんに聞いてしまったんですけれども、例えば学校で何か変化があった場合、子どもさんがちょっと今日は熱などがあるわけで

はないけれども元気がないよと、そういうようなことがあったときに、学校側からは放課後等デイサービスの車に、送迎の車に乗る前に直接そのことを伝えたり、そういうことはやられていますか。

指導部長 児童生徒の体調が優れない様子が見られる際には、学校はその段階で保護者に連絡し、保護者が事業者と連絡を取り合っております。

子どもが放デイに来てみたら元気がない

学校に問い合わせが来たら答える体制になっているのか

原のり子 そうしますと、例えば学校から放課後等デイサービスに子どもさんが来られて、そのときは元気だったけれども、放課後等デイサービスに来てみたら、ちょっと元気がないと、何かあったのかなと。学校で、もしかしたらトラブルがあったのかなと思ったときに、放課後等デイサービスから学校に問い合わせをする。そのときには学校としてはそれにはこたえる、そういう体制にはなっているんですか。

指導部長 放課後等デイサービスは、各家庭が個々の事業者との契約に基づき利用するものでありますので、学校は保護者と連絡を取ることであります。

学校と放デイとの連絡 保護者も承諾している

そういう状態にしておいてすぐに対応できるようにする

原のり子 保護者と連絡を取り合うこと、もちろん大事だと私も思っているんですけれども、ただ、日ごろから連携を放課後等デイサービスと学校の間で強めていって、保護者にも直接、学校と放デイでこういう場合は連絡を取り合うことがありますよということで、保護者も承諾をしているという状態にきちんとしておいて、それで子どもの変化などにすぐに対応できるようにするということは可能なんじゃないかと思うんです。

全国には先進的な取り組みがある

学校と放デイが連絡を取り合う関係をつくっている

原のり子 これについては、学校と放課後等デイサービスの連携について、全国で先進的な取り組みが成果報告書という形で出されていて、それを読みますと学校と

放課後等デイサービスと学校の連携

放課後等デイサービスの間で連絡シートを作って日常的に情報共有するとか、また、ある地域では学校が放課後等デイサービスを利用していない子どもについても、ではどのような放課後を過ごしているのかなということを把握をするようにしている、そういう地域もあったり、それから放課後等デイサービスでの子どもたちの様子や実践を学校の先生たちと一緒に学ぶ場を設けるなどの事例も紹介されていたんです。

ですから、先ほどいったような、何かあったら放課後等デイサービスからも学校に連絡して、様子はどうかということが聞いたりできる、そういう関係をつくっている、そういう事例もあるんです。

改めて都として努力を求めたい 連携して子どもを支えていく

原のり子 ですので、私は今回、最初にも述べたように、4月に出された通知というのは、文科省、こども家庭庁、厚労省連名で出されていますけれども、教育と福祉の連携のより一層の強化を求めている内容になっていますので、改めて、都としても努力を求めたいと思うんです。

やっぱり、子どもは学校だけで育つとか、家庭だけで育つ、放デイだけで育つというわけではなくて、すべての場面で子どもが成長していくので、その場面を本当にお互い連携をしながら、子どもの成長を支えていくという点で、ぜひ努力をお願いしたいと思います。

理解促進に加え、人的配置やスペースの確保など 都教委として役割を発揮していただきたい

原のり子 また、連携していくには学校と放課後等デイサービスの事業者がコミュニケーションや相互理解が図れるだけのゆとりが必要だと思うんです。その条件をつくるために都教委の役割は非常に大きいと思っていますので、理解促進に加え、人的配置やスペースの確保なども含めて、役割を発揮していただけるように要望しておきたいと思います。

清瀬特別支援学校の校舎建て替え

文書質問 2023 年第2 回定例会で提出

ブログ掲載日は 2023 年 10 月 16 日

2023 年 6 月の都議会第2 回定例会で提出していた私の文書質問に対して、東京都から答弁がきました。質問と答弁とを一問一答形式で紹介します。

【原のり子のコメント】

清瀬特別支援学校の建て替えに伴う問題は、動いている問題なので、この文書質問を出すとともに、保護者の方にご意見を聞かせていただいたり、その要望を都教委に伝えてきました。実感するのは、保護者の方々がかねてから要望してきたことはとても重要だったということです。現在、仮設校舎での学校生活が始まっています。子どもたちが安心して過ごせるように、引き続き働きかけていきたいと思います。

以下が質問と答弁です

仮設校舎だからといって

「今までできたことがやれない、事態にならないように

原のり子 清瀬特別支援学校の建て替えのため、9 月から仮設校舎に移転します（現在は移転済み）。仮設校舎は現在地からかなり離れた場所になるため、子どもたちが安心して通い、学べるように十分な配慮が必要です。今定例会の文教委員会での（共産党）アオヤギ有希子議員の質問で、事前見学会は実施するということがわかりました。保護者のみなさんからは、「場所に慣れることに時間のかかる子どもたちが少なくないので、事前見学会は必ずやってほしいと希望していた。よかった」と声が寄せられています。

同時に、まだ課題は多くあります。建て替え期間は4 年間と言われているので、中学部3 年間でずっと仮設校舎で過ごす子どもたちもいます。この3 年間は子どもたちにとってかけがえのない時間です。仮設校舎だからということを理由に、今までできたことがやれない、ということのないようにしてほしいと保護者のみなさんは願っています。そこでいかがいます。

保護者が都に要望書

運動や式典ができる場所の確保、グラウンドの設置

（質問1）

2021 年1 月に、保護者のみなさんは、都教委に対し、838 名の署名を添えて、仮設校舎に関する要望書を提出しています。要望項目は2 つで、運動や式典ができるスペースの確保、グラウンドの設置です。提出時に都教委の担当は、体育館やグラウンドまでは難しいが、多目的室の整備や運動できるスペースをどのぐらいとれるか今後設計を詰めていく中で、できる工夫をしていきたい、と話していました。これはどうなりましたか。

（答弁1）

清瀬特別支援学校の仮設校舎では、約1400 平方メートルの運動場や屋内の運動スペースとして約300 平方メートルの多目的室を設置しています。

学習発表会やプール指導

工夫して実施できるようにしてほしい

（質問2）

子どもも保護者も最も楽しみにしていて、成長が確認できる大事な行事である学習発表会や、夏のプール指導など大事な教育活動は仮設校舎であっても、工夫して実施できるようにすべきと考えますがいかがですか。

（答弁2）

学習発表会等の学校行事の実施については、学校長が仮設校舎の状況等を踏まえ決定します。

また、令和6 年度（2024 年度）以降のプール指導については、近隣の施設を借りられるよう調整しています。

子どもの送り迎えのため

駐車場スペースを考えているか

（質問3）

慣れない場所のため、しばらくは子どもたちの緊張も高まると思われます。保護者が送り迎えしなければならない場合もでてくるかもしれません。そういう場合に対応できる駐車スペースなどは考えられていますか。

特別支援学校の整備

(答弁3)

仮設校舎の敷地には、スクールバスの駐車場のほか、保護者の送迎用駐車場も設けています。

路線バスに乗る練習をする子もいる

バス停は場所も狭い 安全対策が必要だ

(質問4)

高等部進学に向け、路線バスに乗る練習をする子どももいます。しかし、バス停は車の通りの激しい小金井街道沿いにあり、歩道も、バス待ちをする場所も狭く安全対策が必要だと考えますが、いかがですか。

(答弁4)

学校から具体的な要望があれば、小金井街道の安全対策について検討していきます。

仮設校舎に入る道

右折用の信号設置が必要だと思うが

(質問5)

また、小金井街道から仮設校舎のある場所に入る部分は、しょっちゅう渋滞がおき、小金井街道全体の渋滞にもつながっています。現状のままでは、スクールバスの運行にも影響することが考えられます。子どもたちが長時間乗ったままにならないように、右折用の信号を設置することが必要だと思いますが、いかがですか。

(答弁5)

小金井街道が、朝の通学時間帯を中心に渋滞していることは承知していますが、御質問の場所については、小金井街道と清瀬特別支援学校の仮設校舎方向から交差点を通行する車両を制御する信号ではなく、同交差点の南側において、歩行者が小金井街道を横断するための信号として運用しているため、右折用の信号を設置することはできません。

新設される校舎について

車両が安全に入ることができるよう改善を

(質問6)

新設される校舎についてもうかがいます。現在の校舎は、正門より車両を乗り入れる場合、歩道をまたいで一

時停車し、車を降りて正門を開ける、という状況です。歩行者の妨げになっているだけでなく、大きな事故につながらないか保護者も近隣住民の方も心配されています。改善を求めますがいかがですか。

(答弁6)

清瀬特別支援学校の正門は、児童生徒の登下校の時間帯には常時開けた状態とし、教員が歩行者や車の誘導を行うなど通行の安全管理を徹底しています。

登下校の時間帯以外では、正門は学校の安全管理上の理由から、常時閉じた状態としています。

引き続き、学校運営において歩行者等の通行の安全管理に配慮していきます。

新設校舎の工事説明会や保護者への説明会
いつ行われるのか

(質問7)

新設校舎の工事説明会はいつ開かれますか。また、保護者対象の説明会はいつ行われますか。

(答弁7)

改築工事の着工前に近隣住民への工事説明会を開催し、また、保護者には工事説明会の前に学校から保護者会等で説明する予定です。

都立清瀬特別支援学校の仮設校舎

文書質問 2023年第4回定例会で提出

ブログ掲載日は2024年3月28日

2023年12月の都議会第4回定例会で都に出していた文書質問に対して、都から答弁がきました。質問と答弁の全文を紹介します。

【原のり子のコメント】

保護者や近隣住民の方も心配していた、門扉の幅の問題は対応される旨の答弁がありました。子どもたちの安全のために、みなさんが声をあげてくださったことが本当に大事でした。また、仮設校舎としての役割がおわったあとの、都有地の活用については、地元市の意見を聞きながら検討する、と述べたことも重要です。

子どもたちが安心して過ごせるように、そして、跡地

特別支援学校の整備

活用についても住民の声を聞くように取り組んでいきたいと思っています。

以下が質問と答弁です。

2023年9月から仮設校舎での生活が始まっている 4年間、のびのびと楽しい学校生活が送れるように

原のり子（2023年）9月から、仮設校舎での生活が始まっています。4年間、ここで過ごす子どもたちが、安心して、またのびのびと楽しい学校生活が送れるように応援していきたいと思っています。

スクールバスの出入口が狭い 「広げるための調整を行っています」

（質問1）

スクールバスの出入口が狭く、校舎門扉にぶつかる事故が起きています。大きな事故につながらないように、門扉の位置を変更する必要があります。改善を求めますがいかがですか。

今後とも、子どもたち、保護者、地域住民の声を聞きながら、安全安心な環境整備をすすめていただけるよう要望いたします。

仮設校舎はプレハブとはいっても、とてもしっかりしたものになっていて、わずか4年間で撤去されるのは惜しいという声もあります。仮設校舎としての役割を終えたあと、地域で活用することは考えられないでしょうか。

（答弁1）

仮設校舎の設置に当たっては、スクールバスが安全に運行できるよう設計していましたが、接触事故を踏まえ、既により安全に運行できるよう出入口を広げるための調整を行っています。

仮設校舎の契約

どのようになっていますか

（質問2）

仮設校舎の契約はどのようになっていますか。

（答弁2）

都立清瀬特別支援学校の仮設校舎は、令和9年度

（2027年度）までの賃貸借契約となっており、都教育委員会が賃貸人から仮設校舎を借入れしています。

仮設校舎

耐用年数は？

（質問3）

仮設校舎の建物の耐用年数はどのぐらいですか。

（答弁3）

都立清瀬特別支援学校の仮設校舎は、賃貸借契約により、使用期間を終了した時点で賃貸人に返還し、解体されることになっています。

仮設校舎

地域ニーズの実現のために活用できないか

（質問4）

この地域は、駅や市役所からも離れていて、お店などもなく住民は不便さを抱えています。また、かねてから、特別養護老人ホームなどを設置することを求める声も強い地域です。仮設校舎を地域ニーズの実現のために活用できないか、うかがいます。

（答弁4）

都立清瀬特別支援学校の仮設校舎は、賃貸借契約により、使用期間を終了した時点で賃貸人に返還し、解体されることになっています。

仮設校舎終了後の使い道

決まっているのですか

（質問5）

当該都有地は、仮設校舎の用地としての使用が終了した後の使い道は決まっているのか、うかがいます。

（答弁5）

都営清瀬中里四丁目アパートにおける創出用地の都立清瀬特別支援学校の仮設校舎用地としての活用は、令和9年度（2027年度）に終了予定です。

その後の活用は未定ですが、都有地は都民の貴重な財産であり、地元市の意見等も聞きながら、検討していきます。

保健所の障害者健診

保健所での障害者健診と 障害者の歯科保健医療対策

厚生委員会質問 2024年3月
ブログ掲載日は2024年4月19日

【原のり子のコメント】

すべての都・保健所で、障害者健診が今年度も実施されることは確認できよかったのですが、また人数制限が設けられているという声が寄せられ、質問しました。この件は以前も厚生委員会で質疑し、希望する人をもれなく受け入れるように強く求めています。なぜ、健診を必要とする人がもれなく受けられるようにしよう、という発想に立たないのか、本当に納得いきません。障害者の権利、人権にかかわる問題なので、引き続き調査を進めたいと思っています。

また、障害者の歯科保健医療対策を私も質問してきたので、今回大事な前進があることはよかったと思います。さらに地域での対策を充実するための支援や、集団歯科健診の実施が進むように働きかけをしていきたいと思います。

以下が質疑の内容です。

保健所で実施している障害者健診

すべての保健所で実施する予定ですか

原のり子 保健所で実施している障害者健診についてなんですが、来年度、すべての都の保健所で障害者健診は行う予定なのかどうか、うかがいます。

保健医療局地域保健担当部長 すべての都保健所で、障害者施設等の利用者を対象とした健康診断を実施する予定でございます。

25人が上限という話がある

希望する人が漏れなく受けられるようにしてほしい

原のり子 この件については以前も質問したんですけども、障害者健診について、人数の上限をなくして、希望する人が漏れなく受けられるようにしていただきたいというふうに私は思っています。

何で今回また同じ質問をしているかというと、今年も

ある保健所では25人が上限だというふうにいわれたという話があったからです。ある施設には29人在籍しているのにどうしようと話している施設もあるんです。

希望する人が受けられるようにすべきですが、いかがでしょうか。

地域保健担当部長 健診につきましては、障害の有無に関わらず、疾病の発症や重症化の予防等のため、高齢者の医療の確保に関する法律や労働安全衛生法等に基づきまして実施されているところでございます。

都保健所では、障害者施設等の利用者が各保険者等が実施する地域の医療機関や健診機関等での健診の機会を確保できない場合、管内の施設からの依頼を受け健診を実施しております。

なお、安全・安心に健診を受診していただけるよう、集団での健診実施に伴う感染対策を講じるため、受け入れ規模等を設定してございます。

健診先の確保ができないから保健所で受診している施設を利用している人が差別なく受けられるように

原のり子 施設としては、同じ利用者なのに受診できる人と受診できない人に分けるなどということはできません。

健診先の確保ができないから保健所で受診しているわけですから、受診する際は施設の利用者が差別なく受けられるようにしていただきたいというふうに思います。

障害者の健診で

歯科健診も一緒に実施できないか

原のり子 それで、障害者の健診で歯科健診も一緒に実施できるようにできないかと思いますが、うかがいます。

地域保健担当部長 都保健所におけます障害者の歯科健康診査につきましては、平成18年（2006年度）で終了してございます。

なかなか歯科検診に行けない方もいらっしゃるぜひ検討していただきたい

原のり子 健診をそれぞれ個別に受けようと思っても

保健所の障害者健診

なかなか受けることができないから、健診を都の保健所で継続してくださっているわけですけど、歯も同じで、なかなか歯科健診に行けない方たちもいらっしゃるんですよ。

ですので、1年に1度の健診に歯科健診も同時にできれば、本当にお一人おひとりの健康管理にもプラスになると思うので、また施設としても、利用者の方たちの健康状態を把握できるので希望されているという声も聞いています。ぜひ検討していただきたいと、この場では要望しておきます。

障害者歯科医療設備整備補助事業 どういう事業なのか

原のり子 次に、歯科保健医療対策についてうかがいます。

障害者歯科医療設備整備補助事業が予算案として出されましたけれども、どういう事業なのかうかがいます。

保健医療局医療政策担当部長 都は来年度、障害者に対する専門的な歯科医療を提共する医療機関に対しまして、障害者歯科用ユニット、麻酔器、心電図モニター等、必要な医療機器の購入に係る費用を補助し、障害者歯科医療提供体制の整備を進めていくこととしております。

地域で障害者歯科を実施するクリニックを増やすために 歯科医の努力を支援できるように検討してほしい

原のり子 大事な内容だと思っています。

ただ、地域の歯科クリニックが工夫しながら障害者の方を受け止めているということを私、2020年の予特（予算特別委員会）のときにも紹介したんですけども、たとえばパーティションを置いたり、個室をつくったり、それぞれ努力してやっていらっしゃるクリニックもあります。

地域で障害者歯科を実施するクリニックを増やしていくためには、こうしたところにも支援をできるように検討してほしいと要望しておきたいと思います。

障害者の歯科検診 通所施設で7割が未実施 2022年度の調査では、都の調査ではどうなっているか

原のり子 2018年度の東京都の調査では、障害者

の歯科健診は、福祉通所施設では7割が実施していないというふうになっていました。

都は昨年度（2022年度）、再び調査を実施していますけれども、障害者施設の状況についてうかがいます。

医療政策担当部長 都が令和4年度（2022年度）に実施した調査では、入所施設47カ所のうち、施設で歯科健診を実施している割合は59.6%であり、歯科診療所等で歯科健診を受けている割合は21.3%でございました。

また、通所施設につきましては、利用者3438名のうち、かかりつけ歯科医を決めているものの割合は79.5%であり、そのうち81.4%がかかりつけ歯科医で定期健診を受けていました。

原のり子 今回の調査では、通所施設での定期健診をやっているかどうかの設問はなかったもので、その部分の変化は分からなかったわけです。ぜひ継続的にその分は把握をしていただきたいなというふうに思います。

また、かかりつけ歯科医を決めている方は約8割で、そのうちかかりつけでの定期健診は約8割ということが分かりました。

知的障害者の定期的健診 推進するためにどう取り組んでいますか

原のり子 知的障害の方は、症状を説明するということが困難なため、歯や口の中にトラブルがある、そのことに気づいたときにはかなり深刻になっているということが少なくありません。

定期的健診を推進するために、どのように取り組んでいくのか、うかがいます。

医療政策担当部長 都は、身近な地域で障害者に対して定期的な口腔健康管理を行うかかりつけ歯科医等を育成するため、都立心身障害者口腔保健センターにおきまして、障害者、歯科診療に関する研修や実習等を実施しております。

また、家族や施設職員等に対し、歯科健診や予防処置を受けることの大切さなどについて普及啓発等を行う区市町村を包括補助により支援しております。

保健所の障害者健診

知的障害の方 かかりつけ医をもつことが大事
通所施設で集団歯科健診を実施することが大切

2025年度 いくつかの保健所で実施する予定か
健診項目は

原のり子 かかりつけ歯科医をもつことをすすめると同時に、通所施設においても集団歯科健診を実施することが大切ではないかというふうに思います。
先ほど、保健所での健診に歯科健診を復活することはできないのかと提案しましたがけれども、改めて検討を求めていると思います。

**都立保健所
障害者健診の充実・改善
厚生委員会質問 2025 年 3 月
ブログ掲載日は 2025 年 4 月 3 日**

【原のり子のコメント】

障害者健診は、基本は地域の医療機関で受けるように、というのが国の方針です。そのため、都立保健所の障害者健診も、通所施設の障害者で、自分で健診を受ける機会がない人を対象にする、という限定的なものになってしまっています。さらに、人数制限まで設けています。これを改善することを厚生委員会で繰り返し質問してきました。この問題は、障害者の人権にかかわる問題だからです。今回は、一定の前進を踏まえて、健診の継続と改善・検査の充実、施設の増設などを求めました。

以下が質疑の内容です。

都立保健所での障害者健診 その意義は非常に大きい

原のり子 保健所についてうかがいます。

都立の保健所での障害者健診について、これまでも何回か質問しています。障害の有無にかかわらず、だれもが健康に生きていく権利があり、健診の機会が保障されなければなりません。とくに障害者の方は、安心して健診を受けられるということにさまざまなハードルがあります。そのため、本人やご家族が健診を諦めてしまうというお話もたくさんうかがっています。

そういうなかで、都立保健所が障害者健診を実施している意義は非常に大きいと思います。そこで、いくつかうかがいます。

原のり子 まず、保健所での障害者健診について、来年度はいくつかの保健所で実施する予定ですか。あわせて、健診項目はどのような内容か、うかがいます。

保健医療局地域保健担当部長 障害者施設等の利用者を対象とした健康診断では、身体測定、血圧測定、尿検査、血液検査及び胸部X線検査を行っており、来年度は、引き続き都の6保健所全てで実施する予定でございます。

原のり子 すべての都立保健所での実施が予定されているということ、また、内容も今年度と同様に行われるということで、これはよかったと思います。

健診項目に歯科健診を入れてほしい 今後の拡充を検討するよう要望する

原のり子 健診項目、この内容については、これまで私は、歯科健診なども入れてもらえないかなど提案をしてきていますが、今後さらに拡充を検討していただけるよう要望しておきたいと思います。

障害が重い人の健診まで人数制限がされている 是正を求めてきたが、どう対応したのか

原のり子 今年度（2024年度）、ある保健所では、施設への連絡のなかで、1回、1施設25人以下、さらに時間内に健診が終了するよう、障害が重く介助を必要とする方が多い施設は15人以下での申し込みをお願いします、となっていました。これまでも人数制限はすべきではないと求めてきましたが、さらに重度の方を制限するという内容に大変驚きました。施設からも是正を求める意見が出されていたと聞いていますが、どのように対応したのか、うかがいます。

地域保健担当部長 保健所では、安全・安心に健診を受診していただけるよう、集団での健診実施に伴う感染対策を講じるため受け入れ規模等を設定しております。お話の保健所では、当該施設と意見交換を行い、その後、申し込みいただいた施設利用者に対しまして健診を実施いたしました。

保健所の障害者健診

健診の日程を増やすなどの対応をして

必要な方が健診を受けられるようにすることを求めたい

原のり子 施設とも話し合い、申し込みした方はすべて受けられたということで、その点はよかったと思います。ただ、障害の軽重にかかわらず、必要な方が健診を受けられるようにする、このことを強く求めておきたいと思います。

やはり人数を制限するのではなくて、希望する人が受けられるように日程を増やすなどの対応をすべきではないかと思いますが、いかがですか。

地域保健担当部長 保健所においては、障害者施設等の利用者が地域の医療機関や、健診機関等での健診の機会が確保できない場合に健診を実施しており、今年度（2024年度）は希望する方全員の受診が可能となっております。

**結果として全員の健診が可能、というのではなく
希望を聞いて日程を増やすなどの対応が必要ではないか**

原のり子 今年度（2024年度）は、結果として可能となったということなんですけれども、私が聞いているのは、最初に人数を制限してしまうのではなくて、ちゃんと希望を聞いて、その人数に合わせて日程を増やすなどの対応をしたかどうかということを聞いているんです。

では、ちょっと重ねて聞きたいんですけれども、まず、毎年施設に送るお知らせのなかで、まずは今年は何人が希望されますかと尋ねて、その人数に応じてスケジュールを組むということはできないでしょうか。うかがいます。

地域保健担当部長 健康診断の実施に当たりましては、今もそうですが、今後も申し込みのあった施設等と個別に調整して対応していきます。

事前に希望を調査して

それにふさわしい計画・体制を整えるべきではないか

原のり子 個別に調整していく。もちろん、それぞれの事情に応じてやっていただくというのは大事なんですけども、私は、やっぱり保健所での健診を必要として

いる方が漏れなくみなさんが受けられるようにするためには、事前に調査をして、それにふさわしいスケジュール、体制を整えていくということをぜひやってもらいたいと思うんです。

**重度の人数制限はなくなったが人数制限は続いている
希望している人はすべて受けられるのか**

原のり子 それで、来年度の健診についてのお知らせが出されているわけですが、ここでは先ほどいったような重度の方についての人数制限、これは書かれていないということは確認しました。これは改善されてよかったと思っていますが、しかし、1施設25人までという、それはやはり書かれていて、ほかの保健所などでも、1施設8人まででお願いしたいなど、やはり全体の人数制限はされているんです。希望する人はすべて受けられるようにしているのかどうか、うかがいます。

地域保健担当部長 来年度の健康診断の実施に当たっては、今後、申し込みのあった施設等と個別に調整してまいりたいと考えております。

原のり子 今後、施設と個別に調整していくということですので、希望する人は来年度も必ず受けられるように調整していただきたいと思います。

28人が利用する施設の場合

25人までと書かれてしまうと3人受けられない

原のり子 ただ、お知らせに人数の上限が書かれてしまっていると、それ以上になる場合は初めから諦めてしまうことが多いと思うんです。ある施設にうかがったら、施設の利用者の方は28人いると。25人までと書かれてしまうと、3人受けられないのかっていう、そういう声なども聞きました。

検診を必要とする人は受けられる

その体制をしっかり組んでいただきたい

原のり子 ですから、先ほどもいいましたが、問題は基本的な考え方なんですよね。保健所での健診を必要としている人が漏れなく受けられるようにするために、お知らせを出して、必要とする人は受けられますと

保健所の障害者健診

いう体制をしつかり組んでいただきたいというふうに思っています。

健診を続けていることが都立保健所の優れたところ
こうした保健所を多摩地域にもっとふやしてほしい

**保健所での健診 とても評判がいい
ゆったりしたスペースでせかされずに受けられる、と**

原のり子 実際に保健所での健診、私がうかがったなかでは、とても評判がいいんです。施設の方々にお話をうかがいますと、ゆったりとしたスペースで、周りからせかされずに受けることができた、本当にありがたい、とお話をされた方もいらっしゃいました。

障害者の方のなかには、不安が強くなると暴れてしまう方もいて、その方の場合、拘束をある程度しないと受けられないかもしれないと施設の職員の方、考えていたそうなんですけれども、実際には、せかされずにゆったりとした環境で、医療スタッフの方も本当にみなさん親切で、結局、座って検査を受けることができたというお話も聞きました。

**施設の職員のみなさんから
集団健診 みんなで行って不安なく受けられる、と**

原のり子 この施設の方々に聞きますと、施設の職員のみなさんから、集団で健診をすることというのは非常にいいといっているんですね。集団健診で、みんなで行って不安なく受けられて、さらにそこで直接健康状態を施設の方も把握できて、日常的な支援にも非常に役立っているとおっしゃっていました。

**健診の継続と検査の充実
ぜひ求めたい**

原のり子 こうした声が寄せられていますので、ぜひ継続をするとともに、検査の充実を求めたいと思いますが、いかがですか。

地域保健担当部長 都保健所では、障害者施設等の利用者が、各保険者等が実施する地域の医療機関や健診機関等での健診の機会を確保できない場合、管内の施設からの依頼を受け健診を実施しており、来年度、すべての都保健所で実施する予定でございます。

あんまマッサージ指圧師雇用への支援

決算特別委員会質問 2024 年 10 月

ブログ掲載日は 2024 年 11 月 20 日

都議会各会計決算特別委員会の質疑が 10 月に行われ、特別養護老人ホームでの視覚障害のあるあんまマッサージ指圧師雇用への支援について、福祉局に質問しました。

【原のり子のコメント】

東京都は、特別養護老人ホームで視覚障害のあるあんまマッサージ指圧師を雇用した場合、特別養護老人ホームに対し補助金を加算していました。これによって、多くの特養ホームで視覚障害者が雇用され、資格と技術を生かす大事な職場となっていました。

しかし、介護保険制度になったときに、この補助金の加算を都はやめることとしました。介護保険のなかで機能訓練指導員への補助があることが理由です。しかし、都がもともと出していた補助金の加算よりも金額が低いので、都は、その時点で働いていた視覚障害の方が退職するまでの間は、その差額分を特養ホームに経営支援補助金として補助することとして現在に至っています。結局、今は 14 人にまで減少してしまいました。

私は、東京都からの支援はなくても、特養ホームで視覚障害のあるあんまマッサージ指圧師を雇用している人数なども聞きましたが、東京都は把握していませんでした。障害者雇用を促進していくために、少なくともまず、現状を把握すべきではないか。そして、経営支援補助金を、新たに視覚障害者の方を雇用した場合も特養に出すようにすべきです。実際、東京都の補助が出るのであれば、雇用したいという特養ホームがあることも指摘しました。何より、生きいきと仕事をする視覚障害者の姿に接し、多くの人に知ってほしいと思い質問しました。

障害者が働ける場を減らさず、広げていくため、東京都に働きかけを強めたいと思います。以下が質疑の内容です。

特養ホーム 視覚障害のあるあんまマッサージ師雇用技術を生かせる貴重な場の一つが失われていく危険が

原のり子 日本共産党の原のり子です。よろしくお願いいたします。特別養護老人ホーム経営支援事業による視覚障害のある、あんまマッサージ指圧師についてです。

東京都は介護保険制度が実施される以前から、特別養護老人ホームにおいて視覚障害のあるあんまマッサージ指圧師を雇用した場合、都加算をしてきました。介護保険制度が開始されて以降は、その時点までに働いていた常勤の方については、その方が退職されるまでの間、経営支援事業で補助を継続するが、新しく雇用された方は対象とせず、やがて廃止をしていくこととしています。退職された後、施設で新たに視覚障害のあるあんまマッサージ指圧師の雇用をしなければ、視覚障害者のみなさんにとっては、勉強して資格を取って、その技術を生かせる貴重な場の一つが失われていくことになります。

昨年度の時点で雇用されている人の数は

昨年度の予算額、決算額は

原のり子 まず最初にうかがいたいんですけども、介護保険制度が開始される前の時点、1999年度（平成11年度）には136人の方々が雇用されていたとのことですが、昨年度時点での人数は何人か。また、昨年度の予算、決算はいくらでしょうか。

福祉局高齢者施策推進担当部長 特別養護老人ホーム経営支援事業におけるあんまマッサージ指圧師加算の対象者は、令和5年度（2023年度）は14人でございました。また、本事業におけるあんまマッサージ指圧師加算の令和5年度（2023年度）の予算額は3871万2000円、決算額は3271万2000円でございます。

視覚障害のあるあんまマッサージ指圧師の方の雇用

この20年ほどで136人から14人に

原のり子 この20年ほどで136人いらした、視覚障害のあるあんまマッサージ指圧師の方が14人にまで大きく減ってしまっているということです。

この補助は、介護保険開始前に働いている人が継続して働いている場合には出されているものですが、

障害者雇用

その方が辞めて、先ほどもいいましたが、次の方が入っても補助が出ないという仕組みです。

退職された視覚障害者のあと

同じように視覚障害者を採用した施設はどのくらいか

原のり子 うかがいたいんですけども、補助は出なくても、退職された視覚障害者の後を、同じように視覚障害者を採用した施設はどのくらいありますか。

高齢者施策推進担当部長 お話の平成12年（2000年）4月1日以降に新たに雇用したあんまマッサージ指圧師については、お話の加算の対象とならないことから、採用状況の報告は求めておりません。

把握していない、という答弁

障害者雇用推進の立場から把握すべきだ

原のり子 報告を求めているということで、把握はしていないということですよ。ただ、本来は障害者雇用を推進していくという立場からしても、把握してしかるべきだと私は思います。

特別養護老人ホームにお話をうかがうと、視覚障害の方を続けて、その方、退職したけれども、続けてまた視覚障害の方を雇用したいと思ったけれども、東京都からの支援を受けられなくなったので断念したという声もありました。

介護保険のなかで

機能訓練指導員として配置する場合の加算はあるのか

原のり子 そこどうかがいたいのですが、介護保険制度の中で、視覚障害を有するあんまマッサージ指圧師を機能訓練指導員として配置する場合の加算はあるのでしょうか。

高齢者施策推進担当部長 特別養護老人ホームでは、機能訓練指導員を配置することとされておりまして、その配置に係る経費は介護報酬で措置をされています。また、視覚障害のあるあんまマッサージ指圧師を含め、常勤専従の機能訓練指導員を配置し、看護職員や介護職員等と共同して個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合には介護報酬が加算される仕

組みとなっております。

今の答弁で確認したい

障害者雇用に係る加算ではないですよ

原のり子 確認したいんですけども、いまのご答弁でおっしゃっていたのは、障害者雇用に係る加算ではないですよ。確認したいので、お願いいたします。

高齢者施策推進担当部長 介護報酬におきましては、障害者雇用に係る加算は設けられておりません。

原のり子 そうなんですよ。それで、そういう、介護保険の方ではそういうふうになっているということです。

あんまマッサージ指圧師加算の金額

どのように決まっているのか

原のり子 では、あんまマッサージ指圧師加算の金額はどのようにして決まっているのか、うかがいたいと思います。

高齢者施策推進担当部長 特別養護老人ホームでは機能訓練指導員の配置に係る経費を介護報酬で賄うことが原則でございますが、都は介護保険制度導入前から雇用されていた視覚障害のあるあんまマッサージ指圧師の機能訓練指導員としての継続雇用を図る観点から、この加算によりまして経過措置として支援を行っております。

現行の加算額につきましては、介護保険制度導入前の補助事業で定められていた加算額から、特別養護老人ホームにおけるサービスに対する介護報酬として設定された機能訓練指導員の配置に係る人件費相当額を差し引いた額により設定をしております。

決算額から考えると1人当たりの加算は233万円

これがあるかどうかは非常に大きい

原のり子 そういう設定になっていますので、先ほどご答弁していただいた決算額から考えると、1人当たり233万円ほどの補助になっているのではないかなと思います。

先ほど介護報酬の説明がありましたが、介護報酬では

都加算で出ていた金額は出ないということなんですよね。ですから、その差額を出しているわけです。現場にとっては、この加算があるかどうか、この差額分出してもらえるかどうかで、非常に大きいと思います。それがあれば、視覚障害の方の雇用を引き続き考えたいという施設も現にあるのですから、本当にもったいないと私は思っています。

あんまマッサージ指圧師が仕事をするについて 福祉局は、意義があると考えているか

原のり子 福祉局では、特別養護老人ホームで視覚障害のあるあんまマッサージ指圧師が仕事をするについて、意義があると考えているのか、働いてもらえるように推奨しているのか、うかがいます。

高齢者施策推進担当部長 特別養護老人ホームにおいては、あんまマッサージ指圧師のほか、理学療法士、作業療法士などの資格を有する機能訓練指導員を配置することとされておりまして、各施設では入所者の方の心身の状況やニーズなどを踏まえ、機能訓練指導員を配置しております。

原のり子 私が聞いているのはそうではなくて、特別養護老人ホームで視覚障害のあるあんまマッサージ指圧師が仕事をすることの意義について、どう考えているか。意義があることだと考えているのかということをお聞きしたいのですが、お答えください。

高齢者施策推進担当部長 先ほどご答弁しましたように、機能訓練指導員の資格要件には理学療法士、作業療法士、あんまマッサージ指圧師等がございまして、視覚障害のあるあんまマッサージ指圧師の方についても、いま申し上げた他の有資格者の方と同様、機能訓練指導員としての日々の業務を通じて、入所者に対して適切なサービスを提供しておられるものと考えております。

視覚障害者の方々

資格や技術を生かせるということは、とても大事

原のり子 視覚障害のあるあんまマッサージ指圧師のみなさんも機能訓練指導員として役割を果たしているでしょうというお話ですが、本当に視覚障害者の方々が資

格や技術を生かせるということは、とても大事なんです。

機能訓練指導員は何人いらっしゃるのか そのうち視覚障害者の人数は

原のり子 機能訓練指導員というのは、いまお話にも少しありましたけれども、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、柔道整復師、そしてあんまマッサージ指圧師、あるいは一定の実務経験を有するはり師、きゅう師の資格を持つ人たちがなれるということになっているんですけれども、それでは昨年度の都内の特別養護老人ホームの機能訓練指導員は何人いらっしゃるのか。そのうち、視覚障害者は何人いらっしゃるのか、うかがいます。

高齢者施策推進担当部長 東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則によりまして、特別養護老人ホームにおいては、機能訓練指導員の配置が必要とされておりますが、制度上、配置状況について都への報告は義務づけられておりませんので、人数については把握をしておりません。

どのぐらいの人数がいらっしゃるか

これを把握することは大事なんじゃないか

原のり子 都内の特別養護老人ホームには1人以上、1以上ということで配置されているというご答弁がありました。それだけの人数、機能訓練指導員の方はいらっしゃるということですが、他職種と兼務の場合もあるかもしれませんので、その数字は実際にどうか分かりませんが、必ず配置されているということです。その中に視覚障害のあるあんまマッサージ指圧師の方たちもいるわけで、必ずしもこの経営支援補助で雇用されている人ばかりではないかもしれないんです。ですので、私はどのぐらいの人数がいらっしゃるかということをお聞きすることは大事なんじゃないかと思うんです。そのことは、ぜひ把握していただきたいということをお聞きしたいです。

視覚障害のある方を雇用した場合

記録を音声に変換するソフトなどの支援はあるのか

原のり子 それで、視覚障害のある方を雇用した場合、

障害者雇用

日々の記録をしていてもらうことができるかどうか、それが1つのポイントになっていると話してくれた特別養護老人ホームの施設長もいます。

先日、機能訓練指導員として働いている視覚障害のある方の仕事を見学させていただいたんですけれども、その方は40人の入所者を担当されていて、その記録を音声に変換するソフトを活用して、ご自分でパソコンに打ち込んでいました。機能訓練指導員として視覚障害のある方が仕事をする、このようにパソコンを使って記録などを行う際に、音声に変換するソフトを用意するなどへの支援はあるのかどうか、うかがいます。

高齢者施策推進担当部長 特別養護老人ホームの経営事業者を含めまして、事業者が障害者を雇用する場合には国による支援制度がございまして、特別養護老人ホームが機能訓練指導員として障害、視覚障害のある方を雇用する場合にも、そうした制度を活用することが可能となっております。

**都の経営支援事業補助の中にも使えるメニューがある
実際の使い勝手などを把握していただきたい**

原のり子 いま、国の制度で活用が可能だというものも紹介をされましたが、都の経営支援事業補助の中にも使えるメニューがあると思うんです。これは金額的には小さいかもしれませんが、そういうものが一応あるのではないかと思います。

ただ、これらが、こういう制度が実際の使い勝手はどうなのか、実際に利用されているのかどうか、これを私は今後把握していただきたいと、この場では求めていると思います。

**機能訓練指導員に対する研修
どのように実施しているのか**

原のり子 それで、機能訓練指導員に対する研修についてもうかがいたいのですが、研修はとても大事だと思いますけれども、どのように実施しているのでしょうか。

高齢者施策推進担当部長 あんまマッサージ指圧師を含め、機能訓練指導員を対象とした研修については、東京都社会福祉協議会など複数の民間団体により実施されていると承知しております。

ある機能訓練指導員の体験

「研修はとても大事な機会になっている」

原のり子 お話をうかがった視覚障害のある機能訓練指導員の方も、こうした、いまご紹介があった研修に年数回参加しているといっていました。とても大事な機会となっていると話していました。

このお話をうかがった方は弱視なんですけれども、でも人の顔はもうほとんどまったく分からなくて、声で一人ひとりを認識しているというお話でした。その方が、特別養護老人ホームの広いフロアに高齢者が集まって、お一人で体操を指導していたんです。もちろん、介護職のみなさんはいらっしゃるんですけれども、実際には本当に見えないわけだけれども、とても的確な言葉がけをされて、本当にすばらしい指導をされていて、私も感激したんですけれども。高齢者の方々もお互いに、「もっと手は上だよ」とか教え合ったりして、とってもいい雰囲気体操もされていたんです。それで、こんな力があるんだなということを改めて実感したんです。

そして、体操だけでなく、一人ひとりに対する訓練とかマッサージなども、この方が行われているんですけれども、40人も担当されていて、お一人おひとり訪ねて、そういうことも、訓練もやっているんです。

その話も聞きましたら、最初は話もしてくれなかった高齢者の方が話をしてくれたときの喜びとか、あるいは対応が難しい方、認知症の方などもいらっしゃいますから、そういう方については介護職の方と相談したり、あと一緒に働いている機能訓練指導員の方、もう一人いらして、その方と検討したりしながらやれるので、とてもよいという話をしてくれました。

視覚障害のある、あんまマッサージ指圧師の方が働ける場を本当に減らさないでほしいなと改めて実感をしてきました。

**経営支援事業の継続と拡充
資格を生かせる職場の確保を**

原のり子 こういう場を減らさず増やしていくために、経営支援事業の継続と拡充、また資格を生かせる職場の確保を東京都として進めること、これを強く求めて次の質問に移ります。

差別や分断、排除のない都政を

「お金がかかるから病院に行くのをがまんしている」という障害者の方のこの声を、これ以上放置できません。子どもの医療費無料化に続き、障害者医療費助成制度の拡充をすすめたい。差別や分断、排除のない社会、都政にしていくために力を尽くします。

スウェーデンの国家予算に匹敵する東京都の財政規模 都民のみなさんをもっと応援できる

東京都の来年度予算案はものすごい規模です。史上最高の都税収入。予算全体も17兆8000億円を超えています。これは史上最高です。スウェーデンの国家予算に匹敵する規模です。ですから、本来、都民のみなさんのことをもっと応援できます。

18歳までの子ども医療の無料化が実現 来年度から所得制限もなくなる

子どもの医療費無料化はようやくすすみました。これもみなさんの運動があってこそです。清瀬市、東久留米市でも何度も何度も請願・陳情が出されていました。私たち共産党都議団も条例提案を繰り返し行って、自民、公明、都民ファーストが反対し続けても、これをずっととりくんできました。2025年度、高校生世代、18歳まで所得制限はなし、ということになります。

それなら障害者の医療費だって無料にできる いま中度・軽度の方は3割負担

それなら、障害者の医療費だって無料にできるでしょ、ということを私はいつているわけです。障害者医療費助成制度の対象になっていない中度・軽度の方たちはみんな3割負担です。障害者の方にお話を聞いても、「1回歯医者さんに行っただけで工賃がほとんどなくなってしまった」といつています。お父さん・お母さんたちは、「医療費が高すぎるから、親亡き後は本当に心配だから、生命保険だけでも入ろうかなと思って生命保険会社当たったけれども、どこも入れてくれない。障害があって、また持病もあつたりすると、生命保険会社からもダメですつていわれてしまった」といついます。

障害者医療費助成制度はまったく拡充されない ここに小池都政の冷たさがある

そういうことがあるのに障害者医療費助成制度はまったく拡充されません。こういうところに今の小池都政の冷たさが表れています。話題になったり、自分が興味・関心をもつことにはお金は出すんですけども、市民のみなさん、都民のみなさんが苦しんでいることに心を寄せてそこにお金を使うという発想ではないことがここにも表れていると思います。

分断・差別・排除のない都政こそ そのために都の財政力を使いたい

私は、障害者だけではなくて、本当にどの世代の方も、どういう方であっても、そこに分断を持ち込まれたり、差別されたり、排除されたり、そういうことのない都政にどうしてもしていきたいと思っています。そのために東京都の豊かな財政力をもっと使いましょう、と提案し続けているところです。

地方自治の本旨は 住民福祉の増進

そもそも、地方自治体の地方自治の本旨というのは住民福祉の増進です。それが地方自治法にちゃんと書かれています。その通りのことを東京都でもやりましょう、ということを私は声を大にしていつていきたいと思っています。

日本共産党都議会議員 原のり子

都政へのご意見・ご要望をお寄せください

日本共産党東京都議会議員団 新宿区西新宿 2-8-1 TEL 03(5320)7270

原のり子事務所 東京都東久留米市幸町 3-6-3 TEL・FAX 042(476)2544



ブログ



YouTube



X